

石炭鉱業合理化臨時措置法の成立

藤 野 豊

はじめに

1955年8月、「エネルギー革命」が進むなか、増加する重油の輸入に対して炭鉱を合理化し石炭価格を下げ、それにより石炭鉱業を維持するという理由で、石炭生産を大手炭鉱に集中させ、中小炭鉱を廃山させることを目的とした5年間の時限立法である石炭鉱業合理化臨時措置法が成立した。そして、まさに法の施行のときから、日本経済は神武景気と呼ばれた好景気に入り、高度経済成長の時代を迎えた。法律を立案した通商産業省は、この法律の成立と法施行以後の炭鉱の状況について次のように叙述している。

合理化法が制定された昭和30年下期以降、国内経済は著しい立ち直りを見せ、神武景気といわれた経済好況期を迎えた。景気回復に加え、昭和31年に勃発したスエズ動乱により石油はもとより海外炭の価格も急騰したことから、国内炭に対する需要は昭和30年下期から同32年にかけて急速に回復し、貯炭も大幅に減少、昭和32年度末の貯炭量は遂に正常貯炭量を下回る220万トンにまで減少した。この石炭ブームの到来を契機として石炭各社は需要家の要望に応え増産を図ったが、供給不足は解消せず、このため新炭鉱が開発され、昭和30～31年に、合わせて315の炭鉱、9000人の炭鉱労働者が増加した⁽¹⁾。

この叙述を読む限り、石炭鉱業合理化臨時措置法と「石炭ブーム」に直接の関係は認められない。「石炭ブーム」を生み出したのは、日本全体の好景気の到来とスエズ動乱であり、この法律ではない。上記の叙述は、通商産業省もそれを認めていることを意味している。しかし、この法律の下で、廃山に追いやられた中小炭鉱には膨大な失業者が取り残され、そのひとつとは、「石炭ブーム」などとは無縁な生活を強いられた。石炭鉱業合理化臨時措置法は、中小炭鉱を排除し、大手炭鉱にのみ利益をもたらしたのであるが、通商産業省は、この事実を無視している。

また、近年、慶應義塾大学を中心に戦後の炭鉱経営史の共同研究が進められているが、そこにおいても、『『エネルギー革命』の進展とともに石炭産業は深刻な業績低迷に陥ることになった。このような石炭産業の窮状に対処するため、政府は1955年に石炭鉱業合理

化臨時措置法を制定し、石炭鉱業整備事業団による非能率炭鉱の買収が促進されるとともに、石炭企業各社は生産を高能率炭鉱に集中する、いわゆる「スクラップ・アンド・ビルド」による合理化政策を強力に推進することになった」と、事実を述べるだけで、その結果としてもたらされた失業問題については論究を控えている⁽²⁾。むしろ、こうした立法措置に「離職者対策が新たに盛り込まれた」一方で、「労働組織の改革にかかわる対策の不備は解消されていなかった」ため、「石炭政策は労働者に対して労働のインセンティブとしてではなく、石炭産業からの退出へのインセンティブとして機能する可能性があった」とまで指摘されている⁽³⁾。このような評価は、あたかも失業対策があったがゆえに、多くの炭鉱労働者は自己の意思により炭鉱を離れたかのような印象を読者に与える。はたして、炭鉱労働者は自己の意思により離職＝失業したのであろうか。また、炭鉱合理化政策の下での失業対策は労働者のインセンティブに影響を与えるほど十分なものであったのだろうか。むしろ、炭鉱合理化政策の下での失業対策がきわめて不十分であったがゆえに、労働者は意思に反して炭鉱を離れざるを得なかったのではないか。小稿は、この疑問を実証的に検証するものである。そこで、炭鉱合理化政策の法的根拠となった石炭鉱業合理化臨時措置法の成立過程を炭鉱労働者の生活の視点から論じていく。焦点を当てるのは、この法律の制定過程において、予想された失業者の増加に対して、どのような議論と対策がなされたかという点である。

1 石炭鉱業合理化臨時措置法案の上程

朝鮮戦争の特需で一時好況を呈した石炭産業も、1953年に入り、段階的な重油への転換、輸入石炭の増加により再び不況に陥った。1953年～1954年に休廃止した炭鉱は全国で300を超え、その大部分は中小炭鉱に集中し、炭鉱失業者も約7万人に達していた。1955年はこうした状況下で迎えられようとしていた⁽⁴⁾。

1954年の年末、筑豊の田川市近郊にある採炭を停止した小さな炭鉱を訪れた自由美術会の富山妙子は、失業家庭の暮らしを次のように伝えた。

職のない男がぶらぶら四、五人いるのと、裸足の幼児が夏のきものを着て遊んでいるくらいで、大きい子どもはみあたらない。主婦たちは、失業保険を受けているため、働けない夫にかわって、日雇に出ているそうだし、大きい子はボタ山へ燃料にする炭をひろいに出かけている。炭坑住宅のはしに、屋根も破れ、戸障子もない家には、閉山になるちょっと前に移住してきて足を怪我した父親と、十四を頭に、六人の子供を抱えた一家が住んでいた。一家の支柱は、日雇に出る母親によって支えられている。小さな乳飲児を残されたので、十四歳の男の子が赤ん坊の守をしていた⁽⁵⁾。

また、同時期に、新劇の演出家である村山知義も、『中央公論』の編集者とともに福岡県下の炭鉱を視察している。最初に訪れたのは大牟田市の三井三池炭鉱であった。大手中の大手と言えるこの炭鉱では、村山らは労働組合の幹部と会社側の担当者が食堂で歓談する光景も目にしている。労組の強い三池炭鉱では、労働者の解雇ではなく、新規採用をやめて自然減による人員削減をおこなっており、また、演劇運動など文化活動も盛んであった。三池にはまだ、炭鉱合理化による失業という危機感はなかった。

しかし、その翌日、村山らは筑豊の貝島炭鉱を訪れて厳しい現実と直面する。貝島炭鉱は大手とはいえ、地元資本の炭鉱であり、三池とは事情が大きく異なっていた。そこで、村山は、労組出身の県会議員（日本社会党左派）から「北九州の炭鉱地帯の不況はひどい。県では筑豊の炭鉱の失業者三万人、（平常は五千人足らず）工場地帯の失業者一万五千人と発表しているが、職業安定所の見込みでは、この倍だろうといつている」という事実を聞かされ、「この抜け道のない飢餓と疾病と不幸の中に、大衆を落しこみ、しかもそれを仕様のないものとして眺めている経済、政治の仕組みに、いよいよ深い憎しみを感じ、専門外ではあるが、この事実の現象と、その原因とを、この目で見、この頭で考えなくてはならぬ」と強く感じている。大手の貝島炭鉱でも、期末手当は遅配となっていた⁽⁶⁾。

そして、その後、筑豊の中小炭鉱、零細炭鉱を訪れた村山は、より深刻な炭鉱不況の現実と直面する。従業員174人の鎮西炭鉱では、自然発火による坑道の崩落を理由に、会社側は採炭が不可能だとして、全員の解雇を労組側に通告、3月には閉山すると言明したので、労組は退職金の交渉に入っていた。また、二瀬町の「極小炭鉱の密集地帯」では、給料遅配が続く炭住で「八日間、米粒は一粒も食えず、七人でうどん一把に野菜と塩をつまみ入れて食べている」家族に出会う。この日は大みそかであった。村山は「見廻せば、一面の黄土色と鉛色である。どこに明日は元旦だという気配があるだろう？」と立ち尽くす。年が明け1955年の元日も、村山は零細な炭鉱を巡り続けるが、そこには「元日だというのに、どこへ行くでもなく、何の遊び道具もない子供たち」がいた⁽⁷⁾。

同じ頃、山口県の宇部炭田を訪れた地元の歌人原通久も、1953年当初32か所もあった炭鉱が1954年11月末段階で14か所に減少し、失業者が2900人に及んでいると報告している。宇部市内の小学校でも、1954年の給食費の支払いが困難な者が、前年の550人から896人へと346人も増加していた。生活保護受給者も913人から1074人に増加しており、こうした困窮者の分布は炭鉱の分布に照合していた。給食費が払えない子どもの「大半が炭鉱住宅の居住者です」と語る小学校の教師は、「なにが欲しい、と聞くと白い御飯といひます。家庭訪問に行くと汁だけのような雑炊を喰べていますが、それでも給食を受けている子のなかにはお前は遠慮しておけといわれて朝食か夕食を喰べさせられないものいるのです。給食のときなんか、うちで喰べるとかきらいだとかいつて、他の子が喰べている

とき、運動場の隅や校舎の蔭で遊んだりしよんぼりしている子を見るとたまりません」と原に惨状を告げた。さらに原は労組員930人を抱える中規模炭鉱の大浜炭鉱を訪れるが、未払い賃金が労働者の生活を苦しめ、「窮乏が深刻化するとともに離婚問題が増加してきた。妻であり母である女性の身売りが一件出た」という現実を知る⁽⁸⁾。

さらに、炭鉱の生活困窮者に衣類などの援助物資を送っていた日本国際基督教奉仕団の副総主事武間謙太郎は、11月に福島県内郷市の入丸炭鉱を視察し、「石炭捨場で石炭を拾う婦女子の姿。一ヵ月二十円の教材費が出せずセメント袋をさいてノート代用になっている学童達。お弁当は辛うじて持つて来ても、朝食を抜いていたり、夕食も十分なものも喰べていないらしく、顔色の悪い児童達。わずか東京から三時間半汽車に乗つたところに、こんなみじめな人々があるのか」と驚きを顕わにしていた⁽⁹⁾。

大手18社で構成する日本石炭協会も、1954年の石炭業界を総括するなかで、「石炭鉱業の再建」のための「不動の国策」を強く求め、重油消費の規制や輸入石炭の節減とともに合理化により生じる「余剰労務問題の解決ができなければ、生産費の引上げは期待できず」、「余剰労務者の吸収その他については特別に政府の施策を必要とする」と述べていた⁽¹⁰⁾。合理化により生じる失業者への対策を確立しないと、労組との間で争議が激化し、合理化そのものが実行できなくなるという危惧を経営側は認識していた。まさに、政府がなすべき喫緊の施策は、炭鉱失業者の救済であった。

こうした状況に対し、大蔵省北九州財務局は、福岡県職業安定課、九州地方建設局、福岡通産局等の協力を受け、1954年度の北九州の炭鉱地帯の失業問題調査を実施している。それによれば、筑豊、三池の両炭田の失業状態は「昭和24年のドッジ・ライン末期の不況を凌ぐ情勢」と評されていた。同局が、このような評価を下したのは、中小炭鉱を中心に実施された人員整理により「失業前の状態が、長期の賃金遅欠配のため、極めて困窮の状態にあり、しかも解雇に当り、殆んど退職手当、解雇予告手当の現金支給を受けておらず、従って炭鉱地域を中心に、日々現金収入の確保せられる失業対策事業への就労を希望する者が激増し、更に「生活保護法」の適用有資格者の増加となっている」現状があったからである。同局は炭鉱地区の「失業問題は社会問題として解決を迫られる状態に到っている」という認識を示した⁽¹¹⁾。

しかし、その一方で、経済審議庁調査部調査課は、九州経済調査協会（1946年、九州と山口県の地域経済産業の調査と政策立案を目的に産官学が連携して設立）に九州地区の中小炭鉱の実態調査を委託し、1955年3月、その報告を課内の資料としてまとめている。そこでは、炭鉱合理化については「大手は積極的に外国機械、外国技術の採用につとめて、合理化計画を遂行してきた。堅坑開発、機械化はそのスローガンであり、そのために様々の国家による保護を獲得していた。ところで中小炭鉱は事実上殆んどその枠外におかれ

たままになっていた」と指摘され、「増産も行いえず、それかといって技術的合理化による労働生産性の向上によってコストを引き下げる方法も、資金的裏付けがなくて出来ない中小炭鉱では、自然と向うところは直接、間接の労働者の賃金部分の節約であり、労働の負担を重くしながら行う資材の節約であり、時には坑内条件の悪化を犠牲にしての資材の節約になってゆかざるをえない」と述べられている。こうした経済審議庁の委託調査においても、合理化に対応できない中小炭鉱の件費の削減、労働の過重、労働環境の悪化という実態が明らかにされている。そして、この調査は、結論として、次のように、今後の対策を示唆した。

中小炭鉱の労働者の悲惨な状態だけを切り離して、これを社会問題として処理し、失業救済によって尻抜けしてみたところで、中小炭鉱の問題が片付くわけではない。……（中略）……結局は中小炭鉱の問題を社会問題ではなく経済問題として捉え、中小炭鉱のおかれている状態を正しく認識した上で、大きな見透しの上に繁栄の途を求めねばならないといえる。そのことなしに、その時その時の一時しのぎの手段を講ずることだけに終るならば、やがてさらに激しい危機に襲われることになる。……（中略）……何れにせよ中小炭鉱問題の解決は、迂路には相違ないが、中小炭鉱の全貌を明らかにすることから始められねばなるまい⁽¹²⁾。

この報告書では、中小炭鉱の失業問題を「社会問題」としてとらえて失業対策を実施することは「一時しのぎの手段」で、問題の解決にはならないと軽視、「迂路」と認めつつ、「中小炭鉱の全貌を明らかにすること」を本質的な対策として提起している。しかし、その具体策は示さないため、結果的には現実から遊離した抽象的対策が示されたに過ぎない。このような喫緊の課題である失業対策を軽視する姿勢が、日本民主党の第二次鳩山一郎内閣の政策として具体化されていくことになる。

1955年5月31日、鳩山内閣は、第22回国会に石炭鉱業合理化臨時措置法案を提出し、8月10日に成立させた。これは、朝鮮戦争の特需も去り、不況の波に襲われた炭鉱業界を合理化により再編するために作成された法律で、5年間の時限立法である。同法により、通商産業大臣が、1959年度における石炭の生産数量、生産能率、生産費などの石炭鉱業の合理化目標を定め、堅坑建設などの設備の合理化を実施できない中小の炭鉱は新たに設置される石炭鉱業整備事業団が買収し、廃山させることになった。買収により生じた失業者に対しては、不払い賃金や退職金を同事業団が経営者に代わって支払うとされたが、法律には具体的な失業対策は明記されなかった。鳩山内閣は、同時に重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律（重油ボイラー設置制限法）を成立させ、重油を使

用する大型ボイラーの設置を制限して、国内石炭の需要を確保しようとした。通産省は「外貨の節約や国内資源の保護といった国民経済全体の観点から石炭鉱業合理化政策が必要」とする一方で、「重油の使用が熱管理の改善を通じて品質向上やさらには輸出の伸長に多大な貢献を果たしている」という認識から重油制限をボイラーのみに限り、「重油の利便性を最大限に生かそう」としたのである⁽¹³⁾。したがって、重油の制限には限界があり、通産省は、重油の輸入から炭鉱を守るには炭鉱の合理化を進めて炭価を引き下げることが必然であると考えていたので⁽¹⁴⁾、重油ボイラー設置制限法により中小炭鉱を守ることは難しく、石炭鉱業合理化臨時措置法を施行すれば中小炭鉱の多くが閉山に追い込まれ、膨大な失業者が生まれることが十分に予想された。日本社会党左右両派、日本炭鉱労働組合（炭労）の法案への反発は必至であった。

法案提出に先立ち、通産省石炭局炭政課は、1955年2月に「石炭鉱業合理化の方途」を公表している。そこでは「石炭は資源の賦存及び国際収支の観点から電力と並び我が国燃料動力源の中心たる地位を占めるものであり、高炭価の悩みを早急に解決して石炭鉱業の安定した、且つ、能率的な運営を確保することは緊急の国家的要請である」という観点から「石炭鉱業の合理化に関して総合的な対策を講ずる」と述べ、以下、1955年度～1959年度の5か年にわたる具体的な計画を明示している。そこには、合理化工事のための財政措置とともに、「法人格を有する事業団」を設立し、「非能率炭鉱の鉱業権及びその附属鉱業設備を買上げ」、その炭鉱は「事実上の閉山とする」ことが明記されていた。そして、すでに炭鉱不況の下で膨大な失業者が発生しているにもかかわらず、「合理化工事の進捗と需要減退を考慮すれば、石炭鉱業における雇用は現在においてなお相当過剰である」という事実認識までが示された。したがって、「生産性の向上が石炭鉱業に課せられた国家的要請である以上、日本経済全般を通ずる雇用の増大により石炭鉱業の過剰雇用に吸収することこそこの問題を解決する唯一の途」であり、「石炭鉱業における過剰雇用に根本的に解決する途——石炭鉱業の合理化効果を完全に発揮させる途は我が国における今後の雇用対策の当否にかかっている」と、炭鉱合理化による失業者の救済は日本経済全体の課題だとして、通産省としての責任を回避させていた⁽¹⁵⁾。こうした認識の下で、法案は作成されていく。法案が失業対策に言及していないのも当然であった。

4月25日、第22回国会の冒頭、外遊中の経済審議庁長官高碓達之助に代わって経済政策の所信表明演説をおこなった通産大臣石橋湛山は「石炭鉱業の合理化を強力にはかりたい」と明言した⁽¹⁶⁾。これより以前、3月31日に、石橋は、衆議院商工委員会で、経済政策の基本として石炭、電力、鉄鋼などの基幹産業を合理化し、原価を引き下げることが提示していたが⁽¹⁷⁾、それだけではなく、すでに石橋は、第一次鳩山一郎内閣の通産相に就任した時点で、まず炭鉱合理化からやろうという意欲を示していた⁽¹⁸⁾。石橋は炭鉱合理

化を産業合理化政策の最優先課題と認識していたのである。

しかし、炭鉱の合理化は必然的に大量の失業者を生み出す。完全雇用の実現により国内需要が増大するということが石橋の持論であり⁽¹⁹⁾、「完全雇用に第一目標」とすることを通産相としての抱負に掲げていた石橋は、炭鉱合理化政策により「貧弱な山は、閉鎖しなければならないということになります。そういうものについては、国家としては、適当な補償をして閉鎖させるということになります。そうすると失業者が現われますので、そこで、道路その他の一般公共事業も起こさなければならないのですが、特に失業が集中的に現われておる地方に重点を置いて、公益事業を起し、失業者を吸収するという考えで、目下進んでおるわけであります」と語り、炭鉱合理化による失業者の増大を重視せず、持論の完全雇用政策とは矛盾しないという楽観論を展開していた⁽²⁰⁾。

5月16日、経済閣僚懇談会の場で、石橋は、法案の「最大の問題点である賃金手当、失業対策」について大蔵大臣一萬田尚登、労働大臣西田隆男に積極的な協力を求めた。これに対し、筑豊の炭鉱労働者出身で、自らも西田鉱業社長として嘉穂郡で第二筑前炭坑などを経営する西田は「労働省において、もっと地区ごとの具体的な失業吸収対策を立案することにしよう」と約束した⁽²¹⁾。

そこで、通産省と労働省は合同で5月23日の閣議に「石炭鉱業の合理化に伴う失業対策について」という議案を提出し、議案はそのまま閣議決定された。そこでは、冒頭、「石炭鉱業合理化臨時措置法の実施に伴い、五年間に多数の離職者の発生が、予想される」と述べ、対策として具体的に「炭鉱地帯において各種の建設的事業（河川改修事業、道路事業、水道事業、鉄道建設・改良事業）等を実施し、これに離職者の積極的な配置転換を図ること」「住宅建設、電源開発等の事業に計画的に配置転換を行うこととし、必要な職業補導事業を実施すること」「製塩事業その他炭鉱離職者の吸収に適切な事業を育成助長すること」をあげ、それらの事業に対し資金的措置を講じると明言、さらに「炭鉱地帯における失業の現情にかんがみ、従来の鉱害復旧事業、失業対策事業等を炭鉱地帯において重点的かつ計画的に実施し、失業者の吸収に万全を期する」との姿勢を示した⁽²²⁾。

さらに、この議案には「石炭合理化関係特別就労計画」も付されている。（表1）に示したように、これは法律の施行により1955年度～1957年度の3年間に予想される「離職者」（失業者）の総数とそのうちで対策が必要となる失業者の数、および河川工事や道路工事などの失業対策の事業に吸収できる失業者の数の予測を示したものである。「要対策者数」は、「離職者数」の90%について、翌年度繰り越し数は0%、翌々年度繰り越し数は40%として推測された。留萌、天北、岩内、朝倉、三池、崎戸高島、天草は「要対策者数」が少ないので、通常の失業対策事業で対応することとされたが、その一方で、筑豊炭田の「離職者数」がいずれの年も全体の30%以上を占め、隣接する福岡炭田（粕屋炭田）を含

めると、40%を超えている⁽²³⁾。中小炭鉱が多い筑豊がこの法律の施行による打撃を最も強く受けることは通産省と労働省は把握していた。ただ、法の施行により3か年間に予想される失業者数を1955年度・4700人、1956年度・1万4200人、1957年度・8300人の計2万7200人としていた点について、その根拠が確かなものなのか、あまりに少ない数字ではないかということが、以後の国会審議のなかで大きな論争点となっていく。

法案が国会に上程された直後の6月2日、通産省石炭局は、国会における審議に臨んで「想定問答集」を作成している。ここでは、炭鉱合理化の目標として、法律の最終年度に当たる1959年度の出炭量を4900万トンとして、出炭能率を現状より約40%以上上昇させること、生産費を現状より約20%以上引き下げることが掲げられた。そして、そのために中小炭鉱には坑内外運搬施設の集約化や採炭、運搬の機械化を求め、そうした合理化工事費に耐えられない炭鉱に対しては、年間300万トン相当の炭鉱を整備＝買収することとし、買収にともなう失業者は、前掲の「石炭合理化関係特別就労計画」に示されたように、約2万7000人に及ぶとの推測を示した⁽²⁴⁾。

(表1) 炭鉱合理化計画上の失業者予測

炭 田	離職者数 (人)			要対策者数 (人)			吸収計画 (人)		
	55年	56年	57年	55年	56年	57年	55年	56年	57年
石 狩	450	1340	810	405	1494	1642	400	1500	1600
釧 路	115	325	170	104	355	371	100	350	400
留 萌	10	30	15	9	32	34	—	—	—
天 北	55	155	15	50	170	199	—	—	—
岩 内	0	0	0	0	0	0	—	—	—
常 磐 福 島	360	1100	650	342	1195	1316	350	1200	1300
常 磐 茨 城	140	450	250	120	481	972	100	500	1000
宇 部	350	1050	600	315	1134	1233	300	1150	1250
筑 豊	1510	4960	2780	1359	5100	5617	1400	5000	5500
福 岡	340	1080	625	306	1150	1261	300	1150	1300
朝 倉	10	35	20	9	37	41	—	—	—
三 池	40	125	75	36	135	150	—	—	—
唐 津	410	1250	735	369	1306	1485	350	1300	1600
佐世保 佐賀	380	1000	600	342	1105	1217	350	1100	1250
佐世保 長崎	500	1370	805	450	1503	1645	450	1500	1600
崎 戸 高 島	30	80	60	27	88	108	—	—	—
天 草	0	0	0	0	0	0	—	—	—
合 計	4700	14200	8300	4118	15331	17279	4100	14750	16800

(出典：通商産業省・労働省「石炭合理化関係特別就労計画」1955年5月23日)

(註：合計の数字には計算が合わないものもあるが、原文のままとした)

「想定問答集」でも失業対策への答弁は重視されている。まず、「本法は経済六ヶ年計画という完全雇用政策と矛盾するものではないか」という質問が想定された。鳩山内閣は、1955年度より石橋の主張に沿い、国民生活の安定のための「経済六ヶ年計画」に着手しており、4月25日、鳩山は衆議院本会議でおこなった施政方針演説のなかで、この計画の説明をおこない、「失業問題については、政府の最も重視しているところであり」、「雇用の増大」のために「根本的には、長期経済計画のもとに逐次産業活動を活発化し、それによって雇用の増大をはかっていく考えであります。当面の対策としては、失業対策費を大幅に増額して失業対策事業を拡充し、また特別失業対策事業と公共事業の総合的運用によって失業者の吸収をはかり、いやしくも社会不安を引き起すことのないよう万全の措置を講ずるつもりであります」と明言していたからである⁽²⁵⁾。

しかも、鳩山内閣は、この法案を「経済六ヶ年計画」の一環としても認識していた。同日、経済政策について演説した石橋は、「経済六ヶ年計画」の産業政策の重要な課題として企業の合理化をあげ、「特に石炭につきましては、その生産費と価格の低下等を促進することの急務なるを感じますので、燃料全体にわたる総合対策を樹立するとともに、石炭鉱業の合理化を強力にはかりたく、近くこれに必要な法案を整え、御審議をわずらわすつもりでございます」と発言しているのである⁽²⁶⁾。

鳩山内閣は、このような認識で国会に臨むのであるが、この法案が可決、施行されれば炭鉱に多くの失業者が発生するという事実に対し、社会党両派などが、法案は「経済六ヶ年計画」と矛盾すると追及することは必至であった。

「想定問答集」では、予測されるこうした社会党の追及に対しては、「経済六ヶ年計画」で完全雇用を目標にしているが、四十数万の完全失業者、数百万の潜在失業者のすべてに職を与えることは数年間では解決できないと述べ、計画にある完全雇用は努力目標に過ぎないことをあえて明言することとしている。そして、そのうえで、この法律の施行で発生する炭鉱失業者総数は「炭鉱の整理によるもの」が約2万7000人、「企業の合理化によるもの」が約3万2000人、合計で5万9000人に及ぶと推定し、その失業対策に関しては、「従来実施してきた鉱害復旧事業、失業対策事業等を更に一層強化すると共に新たに炭鉱地帯対象については、炭鉱地帯において河川改修、鉄道建設および上水道、道路事業等各種の建設的的事业に対し所要の賃金的措置を講じて離職者の計画的な配置転換し図るとともに、配置転換に必要な職業補導を実施し、その他製塩事業等離職者の吸収に適切な事業を育成助長する等、その吸収に万全を期する」と説明すると述べている⁽²⁷⁾。「経済六ヶ年計画」が掲げた完全雇用を将来の目標に過ぎないとあえて軽んじることをもって、予想される炭鉱の大量失業問題をこの計画から切り離し、炭鉱失業者を他の産業に吸収させることを強く打ち出して社会党の追及をかわす方針である。

次に「本法は、中小炭鉱と労務者の犠牲において炭鉱の大資本擁護を企図するものではないか」という質問も想定されている。これに対しては、炭鉱の不況の解決は「抜本的な合理化再建方策によって、生産費を引き下げ、石炭鉱業の経済的競争力の強化を図る以外にあり得ない」と、この法律の必要性を強調し、石炭鉱業の合理化を進めないと、かえって「石炭鉱業は、コスト高に悩みつつ、需要分野を競争燃料に侵蝕され中小炭鉱は休廃止し、失業者は未払賃金や退職金等を得ることなく益々悲惨な状況に陥ることは必至である」と結論付けた。すなわち、この法律は石炭鉱業全体を救い、中小炭鉱も救済するものであると力説しているのである。したがって、炭鉱合理化により発生する失業者に対しては、政府として「離職金の支給、未払賃金の確保等の措置を講ずるほか、更に失業対策等に万全を期し、労使協力して、最小限度の負担において目的を達しうるよう努力する」と、失業対策の万全性をも強調した。

そのうえで、「合理化に伴う失業対策如何」という質問も想定し、以下のような具体的な回答を示した。

炭鉱整備並に合理化の進捗による離職者に対しては、炭鉱地帯において河川改修事業、道路事業、水道事業、鉄道建設、改良事業等の建設的事業を実施して、これに離職者の積極的な配置転換を図る他、住宅建設、電源開発等の事業に対し計画的に配置転換せしめるため、必要な職業補導事業を実施する考えである。又、近來石炭事業合理化の一環として各炭鉱地帯に計画が進められている製塩事業、その他の炭鉱附帯事業を育成助長して、離職者の吸収を図る他、従来実施して来た鉱害復旧事業、失業対策事業を炭鉱地帯に重点的且つ計画的に実施して失業者の吸収に万全を期する方針である。なお、炭鉱の買収によって離職する者に対しては、事業団より一定の離職金を支給することとし、又未払賃金がある場合は事業団が事業主に代って弁済する途を講ずるものとしている。

このように、失業対策について万全を期すると説明することにより、この法律が炭鉱労働者の救済法であるという主張を補完し、社会党の批判に対応しようとした。そして、予測される労働争議についても、「本法は労使間の摩擦を激化せしめると思うが政府のこれに対する対策如何」という質問も想定し、「本法案の施行によって、経営者側は合理的経営が可能となり、労務者側においては、安定した雇用条件が獲得できる」ので、労資の「利害は一致する」ことを強調し、その一方で、労働者が失業対策に不安を持つことは当然であるとの判断に立ち、もし、労資間に摩擦が起きた場合でも政府は「広く世論に訴えその公正な判断によって時宜に即した措置を講ずる」と、労働者への理解をも示唆した。

さらに、「労働者に対する合理化効果の具体的反映方策如何」という質問まで想定し、「本法により石炭鉱業の合理化が進むならば過渡的に若干の問題があってもコストが下り炭価が競争燃料に匹敵し得るようになり結局は労務者も含め、石炭鉱業に関係ある者のすべてが安定し得る」と断言している⁽²⁸⁾。大量の失業者の発生は、「過渡的」な「若干の問題」と、過小に表現されている。

このように、国会に臨む内閣の姿勢は、石炭鉱業合理化臨時措置法は炭鉱労働者の救済法であり、失業対策にも万全を期すということを出して、社会党の批判に対峙するというものであった。しかし、労組側は、炭労に加えて全国石炭鉱業労働組合（全石炭）も、法案を「首切り法案」として反対し、経営側団体においても、大手炭鉱による日本石炭協会、中小炭鉱による日本石炭鉱業連合ともに「労組を納得させることはできない」という「表情を露骨」にしていた。まさに、「法案の最大の問題点は、何といたっても失業対策をどうするか」にあった（『朝日新聞』、1955年5月25日）。通産省石炭局炭政課の島田春樹も、この法案の必要性を説明するなかで、合理化により予想される多数の「失業者に対する対策が円滑に実施されない限り、合理化の進行は阻害され、その効果が発揮できないことになる」と憂慮していた⁽²⁹⁾。

九州鉱業連盟の調査によれば、1955年1月～5月の、九州における炭鉱の人員整理は6491人に達し、その半数は「永久に就職の道を絶たれてしまっている」という（『朝日新聞』筑豊版、1955年7月13日）。そうしたなかで、さらなる失業者を生み出す法案が準備されていたのである。

2 石炭鉱業合理化臨時措置法案をめぐる議論

(1) 衆議院における審議

法案は5月31日に第22回国会に提出された。6月4日、衆議院本会議で法案の説明に立った通産相石橋湛山は、「石炭鉱業の合理化、換言すれば、その生産性の向上によりまして炭価の引き下げを意図しておるのでありますが、これによって生ずべき過剰労働力につきましては、現在すでに問題となっておりますところの炭鉱失業者と合せまして、これが吸収に十分なる対策を講ずる計画でございます。すなわち、従来より実施して参りました産炭地一帯における鉱害復旧事業、失業対策事業等を一そう強化いたしますとともに、それぞれの炭鉱地帯に新たに河川改修、道路、水道、鉄道建設等の諸事業を起しまして、労務者の計画的配置転換をはかること等を行う決意でございます」と失業対策が万全であることを力説し、石炭鉱業整備事業団による買収で生じた失業者には、特に事業団が1か月分の「離職金」と未払い賃金を支給することを強調した。

これに対し、自由党の神田博は、労組の抵抗で炭鉱の合理化や安定化は期待できないと

述べ、労働3法の見直しを求めるなど、見当違いの質問をおこなった後、失業対策の予算や受け入れ態勢についての詳細な説明を求めた。この質問に対しては、まず、労相西田隆男が、前述した「石炭合理化関係特別就労計画」に基づく数字をあげ、具体的な失業対策の事業について説明し、大蔵大臣一萬田尚登も、「今度の措置で、失業者は来年になってからたくさん出るだろう」と認めて、1955年度の予算から「失業対策費は大幅に増額いたしております、一日平均吸収人員は五万人増加をしてもいいようになっております。なお、各種の公共事業等を炭鉱地方に重点的に施行していく、かようにして失業者の吸収に遺憾なきを期しておるわけであります」と、石橋と同様に、それぞれ失業対策が万全であることを力説した。そして、石橋は再び答弁に立ち、「私は、今度の合理化法案には必ず労働組合、労働者も協力をしてくれるものと確信しております。(拍手)もしこの協力がなければ、日本の石炭鉱業をつぶすということなんです。石炭鉱業をつぶしたら、労務者にも決して利益ではないのですから、これは、みんなの利益のために、必ず社会党の諸君も手をあげて御賛成下さることだと私は確信いたします」とまで、言い切った。

しかし、社会党両派は「手をあげて御賛成」どころではなかった。永井勝次郎（日本社会党左派）は、年間300万トン相当の炭鉱を買収し廃止させるという計算は「少な過ぎる」として、むしろ「小鉱山六百二十万トンはそのまま整理対象にならざるを得ないではないか」と政府が示した数字の信憑性を問い、さらに、後述するように、炭鉱失業者を吸収する事業としてあげている鉄道建設計画の国鉄川崎線の工事についても「まだ未確定」であり、さらに「一般公共事業も、鉱害復旧工事も、現在程度の予算をもってしまえば、申しわけにもならぬ程度の些少なものにすぎません。現地鉱山はすでに深刻な様相を呈しまして、三食を満足に食べられる家庭がなくなっておるというような状況であります。これが受け入れと生活保障について、政府はいかなる用意を持っておるのであるか。単なる失業対策としてではなく、計画的な職場転換として、将来明るい希望の持てる方向への動員態勢の確立が今日ほど重要な時期はない」と、一時的な失業対策事業ではなく、安定した恒久的な転職先を保障せよと迫った。同じく、田中勝利（日本社会党右派）も、政府が示した失業対策は「不安定かつ一時的な失業救済的需要が多く、国鉄新線工事や重要産業間の雇用転換のごときは、まさに絵にかいたもちが横に並んでいると言っても過言でない」と批判した。しかし、両者の質問に対して、石橋は「これをやらなければ、中小炭鉱の中の弱いものがおのずからつぶれてしまう。これはかえって非常なことになる」という合理化＝炭鉱救済論を繰り返すだけで、西田も、「失業者の吸収に対する方策はペーパー・プランじゃないかというおしかりでございますが、決してペーパー・プランではございません。実行するつもりで計画を立てております」と答えるに止めた⁽³⁰⁾。そして、以後、審議は商工委員会に移る。

このようななか、炭鉱のある市町村などで組織する福岡県鉱業関係市町村連盟は、この法案には多くの問題点があるとして、6月11日、飯塚市役所で緊急常任委員会を開き、「このままでは炭鉱市町村の財政危機を招く恐れがある」「強力な失対事業の裏付けが必要だ」などと法案の不備を指摘し、法案そのものには反対ではないが、修正の必要があると意見が一致し、「全国的な修正運動を展開すること」を決めた。連盟の会長でもある飯塚市長の平田有造は「現在の石炭不況下では合理化法案もやむを得ないだろう。しかし法案のいろんな個所に不備が多くこのままでは成立後の事態が心配される。修正運動を成功させたい」と決意を語った（『毎日新聞』筑豊版、1955年6月12日）。

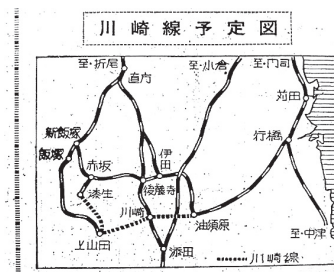
そして、全国鉱業市町村連合会においても、6月15日、16日の両日、上浦事務局長が労働省、通産省に対し法案修正を求めたが、通産省炭政課は「失業対策も閣議決定された要綱の線で一応の目安はついているので地元市町村のいう法案修正要望はその意味が分からない。低能率のヤマが買上げられ、高能率のヤマに生産が集中されるため相当数の失業者が出るが、それだからといって合理化を遅らせれば再建のチャンスを失ってしまう。一日遅らせれば遅らせるほどつぶれる炭鉱は多くなり、不況はひどくなる」と、まったく取り合わなかった（『朝日新聞』筑豊版、1955年6月17日）。そこで6月25日、同連合会は総会を開き、「離職者の完全なる転職」「関係市町村財政の欠陥に対する十分なる財政補填」など6項目について「明確な措置を規定せられないかぎり、本法案の成立には反対する」と決議した⁽³¹⁾。

このように、地元の自治体も法案に大きな不安を懐くものであり、衆議院商工委員会においても、失業対策は万全だとする鳩山内閣と、失業対策の不備を理由に法案に反対する社会党両派の対立は続く。しかも、6月23日の委員会では、労働政務次官の高瀬傳が、筑豊の炭鉱失業者吸収の重点としていた国鉄川崎線について、1955年度予算で建設工事計画が承認されなかったことを認め、政府が提示した失業対策の杜撰さが明らかになった⁽³²⁾。

この川崎線とは、従来、筑豊を縦断して筑豊本線経由で若松港に運んでいた石炭の輸送ルートを、筑豊を横断して苅田港に運ぶルートに振り替えようという計画に基づく新線である。

この川崎線建設は、筑豊の炭鉱失業者への対策として期待されたもので、5月24日の閣議で了解事項として決定されていたが、「鉄道新設にはすくなくとも一年以上の精密な測量調査を必要とする」ことから緊急の失業対策事業として着工することは困難ではないかという危惧があった（『西日本新聞』筑豊版、1955年5月

(図1) 川崎線予定図



(『西日本新聞』筑豊版 1955年6月19日)

26日)。さらに、西田芳相、石橋通産相は建設を推進しようとするものの、運輸大臣三木武夫はすでに工事が始まっている他の路線建設を優先するべきだと強硬に反対し、国鉄当局や鉄道審議会も反対していた（『西日本新聞』筑豊版、1955年6月19日）。6月24日、国鉄本社との打ち合わせから帰任した国鉄門司鉄道管理局の今井次長は、建設費が23億円もかかる川崎線は完成しても赤字線となることは間違いなく、本社は「こんな赤字線を押しつけられて独立採算も何もあったものではない」と反対していると語った（『毎日新聞』筑豊版、1955年6月26日）。運輸省に設置された鉄道建設審議会は、7月28日、首相官邸で小委員会を開き、川崎線について、「工事は国鉄が行うとしても工事費はあくまで政府の責任において出す」ことを決議し、翌年1月の審議会総会に提出することにしたが、審議会の委員の間には「国鉄の建設工事線の中に入り入れて、明確な予算措置を講じておくべきだ」という意見も相当に強く、「総会での一混乱は免れない形勢」であった（『朝日新聞』筑豊版、1955年7月31日）。内務省出身で保守系の福岡県知事土屋香鹿は、8月3日に、川崎線は「今年はまだ失業対策とまでは行かぬと思うが、明年度から失業対策に大いに役立つと期待している」と楽観的に語ったが（『朝日新聞』筑豊版、1955年8月4日）、現実には9月1日の内閣の次官会議で川崎線について議題にする予定であったものの、「見通しの立てられないものについて論議する余地がない」という理由で取りやめになった（『朝日新聞』筑豊版、1955年9月3日）。

この件については、10月3日、運輸、労働、通産3省の事務次官は、川崎線の建設工事に関し1955年度の用地買収費と人件費に充てるための1億円を1955年度予算の予備費から支出するよう大蔵省に要求することを決めるが（『朝日新聞』筑豊版、1955年10月5日）、大蔵省は「失業対策事業に鉄道建設は不適當だ」との姿勢を示し、交渉は行き悩んでしまった（『朝日新聞』筑豊版、1955年10月21日）。このように、現実的には、川崎線建設がすぐに開始される見込みは薄かった。鳩山内閣は、建設の目途も立たない川崎線の計画を筑豊の炭鉱の失業対策としてあげていたのである⁽³³⁾。

その後、商工委員会では、7月16日～18日、法案の審査に資するため、日本民主党、自由党、日本社会党両派の議員による炭鉱地帯の現地準聴聞会を北海道と九州で実施し、炭鉱経営者、労組幹部、地元自治体関係者、学識経験者らから意見を聴取し、7月19日にその報告がなされた。九州班の報告に立った民主党の山手満男でさえ、意見聴取のなかでの「問題の多くの点は本法案が施行されますと相当数の失業者が出るが、その失業対策は十二分であるかどうか。できれば十二分にやってもらいたいという点」にもあったことを認めている⁽³⁴⁾。以下、委員会に提出された現地準聴聞会の記録を検討する。

まず、7月17日、札幌で4時間余にわたって開かれた北海道班の準聴聞会では、法案に対し経営側は法案に賛成、労組側は反対したが、注目すべきは自治体関係者の発言で

ある。北海道知事代理として出席した商工部長高岡文夫は、「法律施行に伴う失業の救済対策として政府の考えている案では、吸収見込は少ない」と断言、道議会議長代理の商工常任委員長森川清（日本社会党）も、法案の成立、施行により「多数の失業者の発生は、社会不安を惹起し、政治の混乱を招く」と述べ、石炭鉱業整備財団への買収と合理化による失業者総数は、岩見沢市、夕張市、釧路市などを中心に2万人に及ぶと指摘した。前掲「石炭合理化関係特別就労計画」では、1955年度～1957年度の北海道の炭鉱失業者数は3490人に過ぎず、北海道当局の数字との間には大きな差があった。当時、北海道知事の田中敏文は無所属とはいえ社会党出身であり、森も社会党所属であるため、北海道当局と政府との間には法案への認識に大きな隔たりが生じていた。夕張市長北島光盛は、全道鉱業市町村会長、全国鉱業市町村連合会顧問としての意見だと前提して、これまでの炭鉱合理化による失業者の大部分はまだ失業状態にあり、生活保護費の一部を市町村が負担しなければならない現状を訴え、全国鉱業市町村連合会の決定として「今の法案のままでは反対」であると告げ、賛成する条件の1つに「離職者の完全なる救済」をあげた。

さらに、炭鉱失業者への対策とする事業についても、高岡が「本年度の道の河川、道路改修、港湾整備の予算は去年の半分であり、政府財政のしわ寄せが地方にかかっており、赤字財政の原因となっている。したがって予算措置が伴わなければ実施困難である」と、森川が「失業者救済には北海道の特殊事情を充分考慮して、都市ガス、化学肥料等石炭利用工業の振興を図り、これに資金を投入することが必要と考えるが、本法律には明確化されていないので反対している」と、それぞれ述べ、国の失業対策の不備を重ねて批判した。結局、同席した商工委員長田中角栄が「法律の内容には種々問題が提起されたので本日の会議の意見を充分尊重して審議に遺憾のないよう期する所存である」と述べて、準聴聞会を締めくくったのであるが、炭鉱を抱える地元自治体の法案への反対の強さが明らかになった準聴聞会であった⁽³⁵⁾。

なお、このとき、準聴聞会終了後、労組側が委員長の田中に面会を求め、法案への反対を主張した。これに対し、田中は「君達、何を言うか。石炭がこれだけ困っておる。何とか国がこれを援助したいと思っておるんだ。ところが援助したいにも、手掛かりがないんだ。この法律をつくれれば、これによって石炭を国が援助できるんだ。それを反対するとは何事か」と「叱り飛ばした」という⁽³⁶⁾。準聴聞会では、反対意見をも尊重するような発言をしていた田中だが、非公式な場では、このような強硬な姿勢で反対者に臨んでいた。

次に、同じく7月17日に福岡市で開かれた九州班の準聴聞会においては、労組だけではなく、法律に賛成する経営側や財界人からも「失業対策について万全の対策をすること」（北九州石炭鉱業会代表・久野鉱業株式会社社長久野係）、「失業者の具体的吸収対策を樹てること」（八幡製鉄株式会社副社長角野尚徳）という要望がなされた。さらに、法律に

賛成する自治体関係者の間からも、賛成の条件として「失業対策事業の確定」（長崎県議会議長金子岩三）、「臨時的な失業対策でなく恒久的な失業対策について国家で万全の措置を講ぜられたい」（佐賀県知事鍋島直紹）、「完全就労について国家で十分考慮すること」（飯塚市長平田有造）「失業救済、鉱害復旧等の裏付を強力にすること」（直方市長向野丈夫）があげられていた。法案への反対者はもちろん、賛成者においても失業対策への不安が強く存在していたのである⁽³⁷⁾。

こうした北海道と九州での準聴聞会の報告がなされた7月19日、衆議院では商工委員会と社会労働委員会の連合審査会が開かれ、そこでも失業対策が問題となった。滝井義高（日本社会党左派）が、1955年度の失業対策予算35億円のなかにこの法律により生じる失業者の分は含まれていないことを指摘すると、通産相の石橋はそれを認めたくなくて「ないそでは振れない」と言い放った。滝井は、「この法律の欠点は、失業対策がはっきりしていないという点です」と、さらに追及すると、永田亮一自治政務次官が、炭鉱の失業対策費については地方自治体の負担も増加すると答弁したため、滝井は、「炭鉱町というものはその炭鉱があることによって多くの中小の商店が飯を食っている。だから炭鉱が買い上げられるということは、その町に失業者がどっと出るばかりじゃなくして、中小の商工業者が同時に失業者になるということです。町ぐるみ失業者になる、同時にそれは地方自治体そのものの運営ができなくなるということです。この対策をどうするか、合理化とともにそれらの炭鉱関係の市町村の地方財政というものを、どういう工合にするか、一つ明確な御答弁をいただきたい」と迫った。これに対し、石橋が再び、炭鉱を抱える自治体が「この法案のためにつぶれるのだとおっしゃられるなら、それは法案を実施しなければいいわけで、その炭鉱は買い上げなければいいわけですけども、買い上げなければならぬような炭鉱は今でも地方税は払えないし、非常に困るではありませんか」と答弁した。石橋の言い分は、赤字の炭鉱を抱える自治体はそのためにすでに困窮しているのだから、この法律の施行により困窮するわけではなからうということになり、滝井は、「それは政治家のとるべき態度ではないと私は思うのです。政治家は少くとも自分の政策を実行していくからには、その政策によって起る副作用というものを救っていくのが政治家なんです」と石橋をたしなめて質問を終えている⁽³⁸⁾。

政府は、机上計算で算出した法律の施行による失業者5万9000人を失業対策の対象としているのに対し、社会党両派は、すでに特需景気が去ってから蓄積されている炭鉱失業者の存在や中小炭鉱の閉山による炭鉱労働者を顧客としていた商店などの倒産、さらには失業者の増加による税収入の減少や生活保護費の増加により地元自治体の財政への圧迫をも問題にして、政府に対策を求めていた。審議を通じて政府が語る失業対策が、こうした関連する失業や自治体の財政危機に対しまったく不備であることが明らかになったのであ

るが、鳩山内閣は、こうした警告を真摯に受け止めようとはしなかった。

そして、7月20日、商工委員会では、常磐炭田の関係者を招き、法案への公聴会を開催した。労組からは、全石炭常磐地方本部執行委員長齋藤茂雄、炭労常磐地方本部執行委員渡邊家次の両名が出席した。両名とも法案に反対の立場を示したが、その際、齋藤は、すでに常磐炭田では中小炭鉱の休廃山が続出しており、失業家庭の妻や子どもの人身売買が社会問題化している事実を指摘し、政府に対し、炭鉱の失業対策を「机上のプラン」としてではなく、炭鉱失業者に恒久的な定職を斡旋するという考え方を持つべきだと訴えた。また、渡邊も炭鉱が閉山すれば、炭鉱周辺の商店や理髪店も失業すると述べ、法律の施行は、人身売買や学校に弁当を持っていけない子どもたちを生み出すと厳しく批判した。

それだけではない、法案に賛成する大手炭鉱の常磐炭礦株式会社の社長大越新も、政府に重油消費の抑制などとともに失業対策の充実を求め、常磐炭田の実情について、次のように発言した。

今日まで石炭事業がどうやらいいときには、山形、岩手、福島、あるいは茨城の山間部の貧農村の次男、三男といいますが、そういう方々がいわゆる出かせぎに来ておられたわけであります。従来はそういう面でそういう方々の労務を充足し得る職場ではあったわけでありますけれども、もう今日の段階におきましては、炭鉱数が約半分にも減るという実情で、とうていそれも満たし得ないどころでなしに、現在あの地区におります石炭従業者それ自体の子弟の就職にも、まことに困っておるという現状であります。……（中略）……ただいま新聞にも出ますように、あの地区かな炭鉱従業者の子女あるいは人妻、そういった方々が京浜その他に人身売買をされてくるというのが、非常に数多く報道されておるわけであります。そういう事情で、あそこで失職しますとどこに職場を求めるといこともございませんで、そういう面から考えれば、なお一そう常磐は、数は少いとはいいながら、この失業対策に十分な御考慮を一つお願いいたしたいと思うのでございます。

常磐炭田における人身売買の横行は労資双方において重大視されていたのである。さらに、東部石炭協会専務理事の長岡孝が政府の計画通りに炭鉱労働者を減員することは困難だろうと発言し、常磐市長矢吹荘司が炭鉱だけではなく地元の自治体が倒れてしまうと発言するなど、炭鉱現場が抱える不安が吐露された⁽³⁹⁾。公聴会では、法案への賛成、反対にかかわらず、炭鉱合理化政策そのものへの現場の不信感が明らかになった。

公聴会終了後、委員会では法案の審議が再開された。そこでは、片島港(日本社会党左派)、中崎敏(日本社会党右派)により、石炭鉱業整備事業団が買収するとして炭鉱の出炭総量

を年間300万トンとする根拠が問い質され、買収予定の炭鉱のリストはあるのかと追及された。しかし政府側は、「どこの炭鉱を買い上げるという計画を立てておるわけじゃない」（通産相石橋湛山）、「炭鉱の申し出によって買うわけですから、だれが申し出るかわからない。従ってリストの作りようがない」（通産相石炭局長斎藤正年）と数字には確たる根拠がなく推測に過ぎないことを認めたので、中崎は「これでは首を切られる連中には実際たまらない」と態度を硬化させた。さらに、中崎は北海道を事例に、すでに炭鉱の閉山が自治体の財政を破綻させていると指摘しても、石橋は平然と「この法案によってさように市町村に打撃を与えるとは信じておりません」と、事実に基づく反論をせず、自分の心情を述べるだけであった⁽⁴⁰⁾。こうして、この日も政府は法案への社会党両派の批判や地元関係者の不安に真摯に答えることを怠った。

そして、以後の審議でも、政府の失業対策の不備がますます明らかになっていく。7月21日に、炭労出身の多賀谷真稔（日本社会党左派）が、炭鉱閉山と失業者増大により地元市町村の財政も疲弊し、失業対策事業の負担が難しくなると政府を追及すると、答弁に立った労働省職業安定局長江下孝は、そうした場合は県を督励して県営事業を増やして失業者を吸収したいと述べたが、閉山により市町村財政が悪化すれば、県の財政も悪化することを江下は認めているので、江下の答弁はそうした財政悪化した県に失業対策事業を督励するという矛盾を露呈した。さらに、多賀谷は政府が筑豊の失業対策事業として重視している国鉄川崎線の建設もまだ決定していないのではないかと質すと、労働政務次官高瀬傳は、まだ建設の予算が決まっていないことについて、「政府の認識が足りないのか、われわれの努力が足りないのか」と、自らの努力不足を認めたが、通産相石橋湛山は、川崎線建設の認可が下りないことの責任を鉄道建設審議会に転嫁する弁明をおこなった。

さらに、この日、佐賀県選出の八木昇（日本社会党左派）が、炭鉱の失業問題について、北海道や福岡県については理解があるが、佐賀県についての理解がないのではないかと、政府の見解を質している。八木は、佐賀県教育委員会の統計に基づき、1953年度初めに2万5000人いた炭鉱労働者が現在までに1万人も減少していると指摘し、「一万名の失業者があるにもかかわらず、佐賀県内の県並びに各市町村一切を含めての炭鉱失業者だけでなく、一切の失業者のための失対事業割当の人員が、本年度当初において二千名ちょっと、こういう状態でございます。そこで、先ほど多賀谷委員からの質問もありましたが、たとえば、川崎線の問題などというようなものでは、焼け石に水でありますけれども、もしそれがお話の通り実施せられるとしても、これは、労働大臣の本会議での答弁によりますと、ごく一部福岡県のものだけであります。……（中略）……もしこの合理化法案が実施せられますと、わずか残った一万五千名が、さらに今後五カ年間に五千名減少するものと想定いたしております。その辺のところを御説明願いたい」と迫った。

これに対する江下の答弁は「特にどこからどこまでの道路をやるというようには、まだ具体的にはきめておりませんが、この点については、もちろん来年度の失業者が発生する時期に間に合うまでに決定をいたしたいと思います。私どもが佐賀地域で考えておりますのは、どうしても道路改修が主体になると思っております。そのほか河川の改修というようなことをそれに副次的に並べて実施をいたしたいと考えております」という、具体性を欠くものだったので、憤慨した八木は、さらに、「炭鉱地帯の失業者は、佐賀県の場合最近二カ年間で一万でありますけれども、そのために欠食児童が、昨年九月には炭鉱地帯の町村で六百七十二名であったものが、本年の三月には千四百三十名になっている。それから長期欠席者、学校に弁当も持って行けないので行きたくない、こういう長期欠席児童が、昨年の九月に三千九百四十九名であったものが、本年三月では六千三百三十二名という膨大な数に上っているのであります。これは佐賀県教育委員会の調査によるありのままの実績であります。これに対して給食問題などあるでしょうが、こういう状態にかてて加えて、さらに追い打ちを食わすような形で今度の合理化法案が出るのでありますから、何か具体的な計画と考え方というものが、単に労働省だけでなく、こういう案を立案した通産省方面においてもあるはずだ。そうして何らかこういうことをやりたいというので折衝したというようなこともあるはずだと思えます。これらの点について大臣の御答弁をいただきたいと思えます」と追及した。

しかし、ここでも石橋は「私も何々川とか何々道路のどこからどこまでということは、今記憶いたしません、しかし建設省、労働省と事務的には十分研究いたしまして、かなり具体的な案を立てております。この法案がいよいよ実行されるときになれば、直ちに着手するように準備はしているつもりであります」と、具体的な失業対策の内容については触れない答弁に終始した⁽⁴¹⁾。

結局、政府は、この法律により発生すると予測される炭鉱失業者数の根拠や着手を決定した具体的な失業対策を示すことができないまま、7月22日、商工委員会で「政府は、本法の施行に当っては、労働問題の重要性に鑑み、労資双方の全面的協力を求めること。又、失業対策について配置転換その他につき遺漏なきを期するとともに、これに要する予算措置について留意すること」などの附帯決議をして法案を可決⁽⁴²⁾、同日の衆議院本会議でも、日本民主党、自由党の賛成、日本社会党左右両派、労働者農民党の反対で委員会の決定通り法案を可決した⁽⁴³⁾。同時に、重油ボイラー設置制限法案も可決された。一方、社会党両派が対案として提出していた、都市ガスの普及、炭鉱地帯の火力発電所の新設、重油消費の制限、石油化学の振興などにより石炭鉱業の安定を図る臨時石炭鉱業安定法案は否決された。

なお、鳩山内閣は、7月26日、衆議院議員石野久男（労働者農民党）から文書で提出さ

れた「石炭鉱業合理化に伴う常磐地区及び全国各地の中小炭鉱の現況並びに今後の具体策に関する質問主意書」に対する「答弁書」を決定している。「質問主意書」は「本期国会政府が提案している石炭鉱業合理化臨時措置法案が施行されると鉱山労働者の失業者が激増すると思うが、その失業者の救済をどう考えているか、実効の伴った具体策を示して欲しい」「廃坑に次いで今回予想される石炭鉱業合理化の整理によつて炭坑地区の地方公共団体（市町村）の被害はじん大で、直接、間接、税収入の激減によつて今後の財政運営は一層悪化するものと思われるが、これに対する政府の措置いかん」「炭鉱地帯の町村は、炭鉱に附属して、農、商、工を営んでいる者が多く、炭鉱の整理は地方企業を破滅に導くことになると思われ、なお、地方財政に与える負担増をどう考えているか。これらの問題について当然考慮あつてしかるべきだと思ふが、どうか」などというものであった。

これに対する内閣の答弁書では、「本法案施行期間中に炭鉱買上により発生する炭鉱離職者は、約二万七千人にのぼる見込みであるが、これを最近二年間における炭鉱離職者約九万人に比較すれば、特に本法案によつて離職者が拡大するとは思われず」という驚くべき内容であった。この法律が、すでに深刻化している炭坑の失業問題に拍車をかけることになるという認識を鳩山内閣はあえて否定した。そして、炭鉱の地元自治体の財政破綻に対しても、国として「ある程度特別交付税で措置する方針」を示しつつも、まず、「法施行の課程においては、個々の市町村についてみれば、税収の激減をきたす団体も生ずることは予想されるので、これら団体に対しては極力自主的に経費の節減、収入の確保に努力を払うよう指導することは勿論である」と述べ、地元自治体の自主的施策を第一に求めた⁽⁴⁴⁾。この答弁書に、すでに述べてきた鳩山内閣の失業対策の不備が象徴されていた。

(2) 参議院における審議

参議院では、すでに6月17日、商工委員会と内閣委員会で法案について論議がなされていた。商工委員会では、通産相石橋湛山が法案の説明をおこない、これに対し、小松正雄（日本社会党右派）が、石橋の説明では、この法案が炭鉱の「救済であるか、あるいは企業整備統合であるか、どちらに重点を置いておるかがわからない」と質すと、石橋は「合理化の半面が一種の救済になる」と、小松を煙に巻いた⁽⁴⁵⁾。一方、内閣委員会においても、田畑金光（日本社会党右派）が、この法案が成立すると中小炭鉱に深刻な失業問題を引き起こすと労相西田隆男を追及するが、西田は、予想される約2万7000名の失業者への対策は打つ、この法案は炭鉱を救済するものだという答弁を繰り返すばかりであった⁽⁴⁶⁾。

そして、衆議院での法案可決後、参議院でも本格的な議論が展開される。7月22日、商工委員会では、7月19日に福岡市でおこなった現地準聴聞会の報告がなされた。これは日本民主党、自由党、日本社会党左右両派、それに緑風会の議員によりなされたもので、

大手炭鉱経営者、中小炭鉱経営者、労組関係者、九州電力、福岡銀行の代表者、炭鉱の地元市町村関係者らから意見を聴取した。報告に立った山川良一（緑風会）は「全般的に見まして、炭鉱労働組合関係者以外は、ほとんど本法案に賛成」と述べつつ、三菱鉱業九州事務所長の太田義光が、賛成の条件として「失業対策の樹立、特に炭鉱関係失業者は他産業にも優先的に就労さすべきである」と発言したこと、同じく法案に賛成する長崎県松浦市長と福岡県直方市長も「本法案の施行によって炭鉱が整理された際、地方自治体の税収の減少と、失業対策のための経費の増加による財政支出が増大し、たださえ逼迫している地方財政をますます困窮せしむるから、その点十分なる考慮を払われたい」と「もっとも強調せられた」ことを報告した⁽⁴⁷⁾。参議院でも衆議院同様、法施行による炭鉱労働者の失業と地元自治体の財政危機の問題が重要な議論の対象となっていく。しかし、すでに衆議院で法案が可決され、法案の成立が確実となったなかで、参議院における審議は緊張を欠くものとなった。

この後、7月27日に参議院商工委員会でも法案をめぐる公聴会が開かれた。衆議院の公聴会には、通産相石橋湛山、労働政務次官高瀬傳、労働省職業安定局長江下孝は出席していたが、参議院の公聴会には3人も出席していない。また、公聴会が始まると、「くしの歯を引くように委員も抜け」、参考人を「せっかく呼んでおいて、聞く方はわずか」という事態になり、公聴会を18分間、中断することにもなった⁽⁴⁸⁾。

このように、この日の公聴会は日程消化の会議となっていたが、そこでも大手炭鉱で構成する日本石炭協会副会長萬仲余所治、中小炭鉱で構成する日本石炭鉱業連合会常任理事國崎眞推は、ともに法案に賛成しつつ、同時に重油ボイラー設置制限法の成立を求め、萬仲は、石炭鉱業では、労働者、職員とその家族、関係する産業、地元自治体住民など、関連する人間は500万人に及ぶことを力説し、政府に慎重な法案審議を求めた。一方、法案に反対する炭労中央執行委員長阿部竹松は、あらためて失業対策の不備を指摘し、「もしこういう法案を国会に出される以上は、少くとも政府の責任において、明確に、中小炭鉱の石炭をかくかくにおいて責任を負うであろうというくらいのところまで明確な一つの結論を出して、すっきりとした姿で、三年後、五年後までの配慮を願ったところの法案にしていただきたい」と、合理化だけではなく、長期的な中小炭鉱の救済策を示すよう要望し、全石炭副執行委員長の齋藤茂夫は、法案の成立を前提に失業対策の徹底を強く求め、「自分の妻子を赤線区域と知りながら売って、一万か、せいぜい二万の金で売らして、それを生活費に当てているという実感が、常磐地方の炭田に約六十何人かを数える婦女子が、今日全国的にそういう形ではまかれております。これは一つの大きな社会問題として今日取り上げられておりますけれども、そのあとを絶たないというのが現状でございます」と、切々と常磐地区の炭鉱の惨状を訴えた。

公聴会は緊張感を欠きながらも、労資双方とも政府の政策へのそれぞれの要望を表明していた。そうした各参考人の意見陳述のなかで、特に、全国鉱業市町村連合会副会長で、福島県石城郡好間村長の鈴木榮一の発言に注目したい。鈴木は法案には「賛成しがたい」と述べ、その理由の一つに法案には失業対策の「明確なる規定」がないことをあげている。鈴木は「今次合理化法案は国策事業であり、従って、この国策立法政策の実施からはみ出す労務者は、これは一般の概念からいうところの失業者ではなく、これは国策的離職者であって、これが対策には、政府は具体的な事業を起し、画期的な配置転換の方法を講じ、地元市町村には、この法の実施から生ずる一切の負担も、しわ寄せも、もたらさない、完全なる離職者の対策を講じてもらいたい」と、炭鉱合理化という国策で失業する者に対して、国策として救済策を講じるべきだと主張したのである⁽⁴⁹⁾。

こうした鈴木の本主張の背景には、国策に翻弄された炭鉱と炭鉱を抱える自治体の怒りがあった。鈴木は、戦中、戦後、一貫して「戦争に勝ち抜くことも、敗戦後におけるところの日本の経済の復興の原動力も石炭である、「日本の再建は石炭でなければならない」ところの国策」があり、「われわれもあらゆる機会において、でき得る限りのこの国策に協力」をして参り、低品位の炭鉱にも坑口を開いてきたにもかかわらず、今、それが自然廃坑になるような政策を立てられまして、実際苦しんでおるものはわれわれ市町村長なんであります」と訴える。好間村の年間予算は炭鉱の休山などによる減収で5000万円程度なのに、「失業対策の問題、さらに緊急失対公共事業の問題、さらにこの人身売買をされるというところの社会問題」などの対策で1954年度は1000万円の歳出があったと、村の窮状を明らかにした。鈴木の本発言は、なぜ、国策の「後始末」を町村長がやらねばならないのか、これ以上、国策により炭鉱の失業者を増やさないでほしいという訴えであった⁽⁵⁰⁾。

しかし、前述したように、この場には通産相石橋湛山の姿はなかった。この日、石橋は、午前中は重油ボイラー設置制限法案を可決した衆議院商工委員会に出席し、午後は同法を可決した衆議院本会議に出席していたため、参議院商工委員会の公聴会には出席しなかった。しかし、石橋は、この日の日記に、参議院商工委員会は「石炭問題の公聴会にて終日費し、空しく時をすごす」と記している⁽⁵¹⁾。炭鉱の惨状を訴え、失業者は国策で救済せよと主張する現場の声を聴くことは、石橋には時間の無駄と理解されていた。

石橋は、7月30日の委員会においても、法律の施行によって1955年度に生じると政府が予測する失業者数4700人について「五千人足らず」と軽視し、それは政府の「予備金支出等でも間に合う」と楽観、1956年度以降の失業者に対しては「今のように失業者をかかえて、これから五年も六年も七年もいくというようなことでは日本は成り立たないのですから、そういう観点から経済六ヵ年計画というものも立てましたわけですから、私どものこれは理想であるのでございますが、とにかく五、六年先においては現在のよう

な失業者のない状況を一般の事業の振興によって行いたい」と、現実的な失業対策ではなく、「理想」を語り、失業対策の不備を追及する小松正雄をまたしても煙に巻いた⁽⁵²⁾。

そして、この日の委員会で、法案は、「政府は、本法の実施により生ずる離職者に対し職業補導、就職斡旋等を行うとともに、特に所要の予算措置を講じて失業対策に遺憾なきを期すること」などの附帯決議を付けて可決され⁽⁵³⁾、同日の本会議でも日本民主党と自由党の賛成で委員会の決定通り可決された。ここに、石炭産業合理化臨時措置法は成立した。重油輸入を抑える重油ボイラー設置規制法、石油関税復活に関する関税定率法の一部改正法も成立したとはいえ、このときから、炭鉱労働者は国策による失業を法の下に強要されることになった。

法案の成立がほぼ確実になった7月23日、『毎日新聞』筑豊版は、この法律により石炭の需給のバランスが改善されると述べる三井山野鉱業所の総務課長の発言を紹介した後、「それは炭鉱企業面だけからの見方で総合的なそれによって出る失業者対策には明確な回答がなされないところに法案の問題点がみられる」と指摘しているが、まさにその問題点こそが、以後の炭鉱労働者とその家族を国策による貧困者に仕立て上げていく。8月10日、石炭鉱業合理化臨時措置法は公布され、9月1日から施行された。そして、この法律に基づき炭鉱合理化計画を審議する石炭鉱業審議会(会長 経済団体連合会副会長稲村甲午郎)が通産省に設置され、9月30日に第1回総会が開かれた⁽⁵⁴⁾。

(3) 石炭鉱業合理化臨時措置法への不安

石炭鉱業合理化臨時措置法案の審議中、「石炭夏場 あれこれ」という記事を連載していた『毎日新聞』筑豊版は、そのなかで「石炭合理化法というまだ正体のよくつかめない代物が幻影のように炭田地帯をのさばり歩いている。具体的に「こうなるんだ」と確言し得る人は一人もいない」と報じている(『毎日新聞』筑豊版、1955年6月22日)。国会における石橋湛山をはじめとする政府側の答弁も、こうした「幻影」を拡大していったと言えよう。

また、『毎日新聞』筑豊版は、7月30日から4回にわたって「筑豊と石炭合理化法」という記事も連載しているが、そのなかでも、以下のように、この法の問題点を指摘している。

炭鉱買いつぶしで全国で六十万人の離職者が出る。その半分近い数字を筑豊炭田でしめるといふ。いまでさえ失業者は街にあふれ“処置なし”の体なのにこれ以上であれば街の繁栄を完全にうばわれるというのが飯塚市など購買力の半分以上を炭鉱に依存している炭鉱周辺自治体。……(中略)……筑豊の市町村連盟、嘉飯地区失業者組合などは立場は異なるが完全就労は絶対不可能とみている(『毎日新聞』筑豊版、1955年8月2日)。

こうした不安に対し、労働省大臣官房総務課長村上茂利は「国家の施策である石炭鉱業合理化臨時措置法の実施によつて発生する離職者については、国としても相応の責任をもつ」という内閣の考えを示すが、その一方で、「炭鉱買上げによつて発生する失業者はまず失業保険金を受給し、失業対策関係の諸事業に就労するのは、来年度に入つてからの問題」だと楽観視し、失業対策への予算措置は1956年度からで間に合うと述べ、「失業対策関係の諸事業を炭鉱地帯において時期的地域的に施行するならば、本年度の炭鉱失業者の就労対策としては、何とか切り抜けることができると観測」した。その楽観視ゆえ、炭鉱で失業に関わって起こっている「学童の欠食、人身売買等悲惨な社会問題」への対策については「本稿の枠外の問題」として言及することを避けている。こうした「悲惨な社会問題」の存在を肯定するのなら、対策は来年度からではなく、今すぐに着手するべきであろう。しかし、村上は、あえてそれに言及しない。そして、以下のような当局者としては、あまりに無責任な放言を残している。

今や炭鉱失業者の問題は炭鉱地帯だけでなく石炭労務者の供給源となつていた地方での失業問題として表面化した事実も見逃せない。これに対しては失業対策事業による吸収措置を講じているが、由来これらの地方は寒村が多く、その地方での定職あつ旋は困難であつて今後失業者の固定化に如何にして対処するかということが深刻な問題となる可能性がある。しかしこれらの問題は炭鉱失業者だけの問題としてでなく、一般的な失業問題に還元し、根本的な対策を考えなければならないことがらであり、ここでは問題を指摘しておくだけに留めたい⁽⁵⁵⁾。

村上は炭鉱の失業問題の深刻さは認めつつ、それをこの法案がもたらす固有の問題ではないという認識を示唆している。そうであるからこそ、炭鉱への特別な失業対策より一般的な失業対策でよいとする結論に読者を導いているのである。

同様に、法案の作成に深く関わった通産省事務官後藤正記も、「一人の失業者をも生ぜしめずして、石炭鉱業全般の再建方策を講ずるこそ最善の策であろうが、どの角度から検討しても、これが困難な現状においては、次善の策として本法に示す施策の方向がとられたのも真に已むを得ないところであつた」と述べ、失業者の増加はやむを得ない犠牲とみなし、これに対する政府の失業対策も「広く国民経済全般における雇傭の問題に直結することを考えるとき、この実施に際しても多くの問題が存することは予想される」とその不備を認めるものの、雇用は「国民経済全般」の問題であるとして、政府の責任を回避させている⁽⁵⁶⁾。

このような石炭鉱業合理化臨時措置法に対しては、すでに述べたように、炭労はもちろん

ん、全石炭も含めて労組からは強い反対の声が上がっていた。炭労幹部を交えた座談会では、同法は「ストライキをやらさずして、合理的に首を切る」もの（炭労副委員長原茂）、「首切りの錦の御旗」（炭労企画部 三輪政太郎）という率直な批判がなされ、法政大学助教授の舟橋尚道は、政府が謳う失業対策は予算面で「全然架空の計画ではないか」と指摘した。三輪はまた、政府の炭鉱政策は「まず中小をつぶす、しかし中小をつぶすのは、外堀を埋めるようなもの、将来内堀一大手の方に重点をかけてこようというねらい」があるとも指摘している⁽⁵⁷⁾。たしかに、以後の歴史は三輪の指摘のように進んでいった。

三輪は別の場で、この法を「ゴジラ」に例え、「げんざいすでに、尨大な失業、半失業者が炭鉱地帯には存在し、その状態は、即刻、緊急対策を要する“悲惨”なる状態にある」と述べ、筑豊における人身売買の実態を訴えた⁽⁵⁸⁾。炭労に大きな影響力を持つ社会主義協会に所属する経済学者（武蔵大学教授）芹沢彪衛は「政府の役人には合理化法案は経済関係法規であって社会政策とは関係ないという三百代言的キ弁が通用するのも知れない」と皮肉り、この法により生じる失業者を救済する「別個に独立の法案を用意」するべきであると主張した⁽⁵⁹⁾。

こうした炭労など労組側の反発は当然としても、この法律により生じる失業者への対策について、炭鉱経営側、財界、炭鉱を抱える自治体などでは、どのように認識していたのであろうか。

大手炭鉱の経営側は一般的に法案に賛成と見られていたが、必ずしもそうではなかった。『経済往来』の分析によれば、三井鉱山、三菱鉱業、明治鉱業、北海道炭礦汽船、雄別炭礦鉄道などは賛成だが、住友石炭鉱業は反対であった。三井鉱山などが賛成する主な理由は、合理化のための余剰人員の整理には労組の強い抵抗が必至で、経営側の自力だけでは実行できないから、その点でこの法案は望ましいということにあった。これに対し、住友石炭鉱業が反対する理由としては、法案に不備な点が多いこと、法案と併行し一連の前提措置がうまくできるとは思われないこと、石炭鉱業だけにこうした合理化法をつくることは「自由経営の原則」から効果がないことなどをあげている。さらに、麻生産業、宇部興産、古河鉱業、日鉄鉱業なども法案に批判や強い反対を示しているという。反対の理由はいろいろあるが、同誌は、「要するにこの法案によつて、業者は労働攻勢を真正面から受けるのはたまらないというのが本音」と推測している⁽⁶⁰⁾。同誌では、社会党両派などが法案に反対するのも「失業問題、労働問題に対する政府の態度が頼りないという一点に尽きる」と指摘、「石炭政策は経済政策であるとともに、労働政策であり、社会政策的な性格も具備せねばならぬ」のであり、「政府は失業対策として国鉄新線の建設工事、河川の改修工事、水道工事など公共事業に失業者を使い、それら工事も炭鉱地帯に集中させるといつているが、五万七千人すべての雇用は困難であろうし、また工事が炭鉱の解雇と期を

一にして、タイムリーに行われることも考えられない」と政府の失業対策の不備を厳しく批判している⁽⁶¹⁾。

法律の成立後も、日本石炭協会常務理事天日光一は、「今後の合理化の進展につれて、過剰雇用の問題ははいよいよ明瞭にクローズ・アップされるところであり、これが円滑なる解決」が、「合理化方策の成否を決する鍵である」と明言した⁽⁶²⁾。

具体的な失業対策の実施も示されないまま、合理化を進めれば労組の抵抗は必至であり、経営側にもそれへの不安が強く存在していたのである。しかし、『エコノミスト』も、法律には失業対策など疑念が多いとしたうえで、大手炭鉱でも法律に便乗した大量解雇が始まっていることを指摘しているように⁽⁶³⁾、この法律による犠牲は中小炭鉱の労働者だけに止まらないことが危惧された。まさに、「今日中小炭鉱の直面しているいろいろの問題は、程度の差こそあれ大手筋も含めたわが国の石炭鉱業全体の問題」なのであった⁽⁶⁴⁾。

また、地方議会からも法案への反対の声が上がっていた。九州大学産業労働研究所では、九州地方の地方議会の動向に関する資料を収集、分析しているが、それによれば、福岡、長崎、熊本の各県議会では法案反対の決議がなされ、佐賀県議会では石炭産業危機突破決議がなされている。さらに福岡、佐賀、長崎の炭鉱を抱える多くの市町村議会でも法案反対の決議がなされている。これらのなかで福岡県について見てみると、7月1日、福岡県議会が政府への「要望書」を可決、「石炭鉱業を始めとする関連産業の8万にのぼる失業者をかかえ、人身売買、自殺者等累増し、これが対策に苦慮している」現状を訴え、「失業対策の明確化」「生活保護対策の万全化」「欠食児童、不就学児童対策の明確化」を求めた。

さらに、筑豊の宇美町、二瀬町、鎮西町、穂波町、川崎町、鞍手町、宮田町、水巻町、添田町、中間町、飯塚市、田川市、赤池町からも反対決議がなされた。たとえば、田川市議会では、5月23日。「中小炭鉱の整理によつて生ずる失業者6万にたいしては何等鉱業権者の補償もなされず、いたづらに中小炭鉱を犠牲にし、大手筋炭鉱本位の業界再編成にすぎず、……（中略）……同法案の実施により伴う失業者の増大による財政の圧迫は、地方都市、ことに中小炭鉱を有する都市において著しく、さなきだに貧困なる地方財政を窮地に陥れるものである」と、厳しく法案を批判し、6月17日には、鞍手町議会は、炭鉱不況のなかで「失業者に対する対策を完全救済ができるよう明確に規定されたい」という陳情書を可決、中間町議会は「法案の企図する合理化達成が既にして多数の失業者を擁し、慢性的社会不安におののく当筑豊炭田一帯に於てもさらに多数の人員整理を行うこと並に累増する赤字になやむ炭鉱企業に更に多額の負債増加を強要することを前提とし、且つはこれに関連して爾余の炭坑労働者に極度の労働強化が予想される」として法案の成立阻止を訴えた。同じく同日、水巻町議会では、「現今でさえ山の失業者は巷にあふれ求むるに職なく、喰うに食糧なく、子を背負い乍ら汽車や電車、バスの待合所にたたずんで乗客の

恵みを求め辛じてどん底生活を続けている者が目立つて多くなつた」現状のもと、法案への絶対反対を表明した⁽⁶⁵⁾。

土屋福岡県知事は、7月20日、県議会で「合理化法案がなく、このまま中小炭鉱がつぶれて行くというような状態は、最悪の状態でありまして、われわれとしましては、やはり合理化法案というやむを得ない手段ではありますけれども、合理化法案である程度の救済策がとれるということは、そのまま放置されたままつぶれるよりも、よいというふうに考えておる」と答弁し、通産相の石橋と同様の論理を展開していたが⁽⁶⁶⁾、多くの中小炭鉱を抱える筑豊の市町村では、このように法案への警戒が高まっていた。そこで、次に中小炭鉱が多く、法施行によりもっとも多くの失業者が発生すると予測されていた筑豊炭田に焦点を当て、1955年の炭鉱労働者の生活実態を追っていく。

3 石炭鉱業合理化臨時措置法と筑豊

法案が国に提出された5月、炭労九州地方本部と九州産業労働科学研究所（1946年創立）による筑豊の中小炭鉱の失業者の生活実態調査の中間報告が公表された。これは、3月中旬から4月中旬にかけて「筑豊における中小炭鉱失業者の代表的な密集地帯とみられる」嘉穂郡二瀬町相田、同郡潁田村小峠、田川郡金田町、田川市西区弓削田、鞍手郡木屋瀬町大正の5地区の815世帯の生活実態を調査したもので、まさに、石炭鉱業合理化臨時措置法が成立する同時期の筑豊の中小炭鉱の失業実態を明らかにしている。その結果を概観すると、失業者815人の64.2%が会社の閉鎖、縮小などの不況を理由に解雇されており、80%が1953年以降に失業している。それは、まさに、朝鮮戦争による特需が終わり、炭鉱が急速に不況の波に飲み込まれた時期である。そして失業者のうち486人が再就職しているが、その61.5%に当たる301名の再就職先も中小炭鉱である。そのため、再就職した者の2月の賃金収入を見ると、8000円以下が66.8%、さらに6000円以下は49.5%を占めていた。そして、約20%が失業保険の適用外に置かれ、約40%が労災保険と健康保険の適用外であった。まさに、このようなときに、さらなる失業者を生み出す石炭鉱業合理化臨時措置法を施行することは、「社会問題」「人道問題」であると、中間報告書は訴えている⁽⁶⁷⁾。

さらに、同年12月、同調査の最終報告書が刊行された。そこでは、石炭鉱業合理化臨時措置法が施行され、多くの失業者が発生することは、「労資の立場の相異とか、日本経済の自立のためにはやむをえないのだとかいった議論の段階を通りこしている。それは、まじめに働いてき、現在もまた働こうとする人びとにたいする社会的な大量殺人」であるとまで言い切り、数字だけではなく、炭鉱失業者の生活の実情を克明にあきらかにしている。そのなかで、特に注目したいのは、夫が失業した家庭の妻や子どもの境遇である。

この年の6月、日本母親大会で、調査の対象となった二瀬町相田の主婦が筑豊の「ヤマの窮状をうったえ、全国から集まった母親たちに深い共感をよびおこした」ことが記され、そのとき報告された次のような事実が紹介されている。

ある青年は、日雇の仕事から帰ってくると、じぶんのお母さんのような年齢の女の人に、五十円で買ってくれといわれました。何のことかわからないで聞きかえすと、橋の下でじぶんの体を五十円で買ってくれという話でした。そこでお金を出して、ウドンでも買いなさいというと、その女の方は両手をあわせて拝んだということです。

同報告書は、「私たちはこの調査期間中このような話を何回となくきいた」とも記している⁽⁶⁸⁾。すでに前稿において、この報告書などにに基づき、筑豊の炭鉱失業者の家庭における妻や子どもへの人身売買の横行については触れたが⁽⁶⁹⁾、炭鉱失業者の家庭においては家族の崩壊も進行していたのである。地元紙『筑豊タイムス』の6月3日付紙面は、次のように伝えている。

不況の筑豊炭田はいまや日本の代表的？貧乏街となつた。そしてワラビ、イモがゆの飢えしのぎからやがて娘や妻の身売りさえも公然となつた。“私が身売りさえすれば妹や弟が助かるのネ”——一家の犠牲“身売り”が封建的だと批判されても現実はいまにも厳しく悲惨だ。福岡県ではこのほど悪質ブローカー百四十三名を一せいで検挙したが、毒牙にかゝつたのは大半がこの“貧乏街”の妻や娘ばかり。まさに人身売買の市場と化している有様。それほどまでに耐え難い貧苦。しかも石炭合理化法案が通ればさらに数万の失業者の洪水が予想されるという。

以下、こうした新聞報道をとおして、1955年の筑豊の炭鉱の生活実態を詳細に見ておきたい。まず、新聞報道で目に付くのは、すでに炭労九州地方本部と九州産業労働科学研究所の調査で指摘されているような失業の実態である。衆議院で法案審議が始まっていた6月、『西日本新聞』筑豊版は「ヤマの明暗」と題し、田川地区の中小炭鉱について次のように報じた。

昨年以来の不況で田川地区の炭鉱は約三十カ所が休廃止して失業者は巷に満ちその生活は困窮の域を脱して悲惨、そのため社会不安さえかもし出そうとしている。田川地区労の調べによるとこれら休廃山のための失業者は炭住残住者だけでも一千二百世帯、五千人にのぼり、潜在失業者を加えるとその数は二万名にのぼると推定される。

そうして彼らは他に求める職業と住居がなく、また数億にのぼると推定される未払賃金と退職金を目当てに荒れはてた炭住に残り、退職者組合あるいは未払賃金獲得同盟などを結成して闘争をくり返しているが経営者側は姿を消したものが多くノレンに腕押し格好。そこで組合側は対象を市町村当局にもとめて猛烈な生活保護要求運動にほこ先をかえてきている（『西日本新聞』筑豊版、1955年6月24日）。

以後も、「昨年夏いらいの不況で田川職安では失対労務者が激増、本年はじめには月千名台だったものが七月からの第二・四半期には二千名を突破、このため就労日数も月十二日を確保するのがやっとで生活困窮者が続出、生活保護法の適用を受けるものが激増するとみられ憂慮されている」（『西日本新聞』筑豊版、1955年6月27日）と、法施行以前に失業者が激増している現状を伝えた。6月段階で、田川地区で操業している炭鉱は大手が4、中小が30で、従業員は1万8384人、前年同期と比べると中小で18鉱（休鉱7、廃鉱11）、労働者1191人が減少しており、「その原因はみな炭価の下落にともなう採炭条件の悪化と資金難」であり、職安の窓口にあられた顕在失業者は4月末で8802人、前年同期より1656人も増えていた。まさに、「生きる道は生活保護に頼るほかはない」状況であり（『西日本新聞』筑豊版、1955年6月28日）、田川地方事務所民生課の台帳によると田川郡の生活保護世帯は1月で1113世帯・3492人、郡内人口の1000人に対して20.2人、7月には1768世帯・6364人で人口1000人に対し38.7人と「異常な増加」を示した。田川市福祉事務所による同市内の生活保護受給者の状況は、1月に931世帯・3252人だったのが、7月には1521世帯・5750人、人口1000人に対して52.4人となっていた（『西日本新聞』筑豊版、1955年8月26日）。

飯塚公共職業安定所が7月2日にまとめた同所管内（飯塚市、山田市、嘉穂郡）の上半期の「失業白書」は、半年間に新たに5140人の失業者が生まれ、これに前年来の失業者を加えると、同所管内の「ヤマの失業者一万」という状況になっていたと報告している（『朝日新聞』筑豊版、1955年7月3日）。さらに同所がまとめた8月中の「雇用白書」によっても、失業者784人の「ほとんどが中小炭鉱の事業縮小や休廃山、土建請負業者の休業などが原因」で、「今月中にどれだけ新規失業者が出るか見当がつかず」「こんごの見通しは真っ暗だ」と悲観していた（『西日本新聞』筑豊版、1955年9月9日）。

このような炭鉱の失業者増加は、炭鉱の子どもたちの生活にも大きな影響を与えていた。前年から実施されてきた炭鉱地帯学校を対象にした完全給食が6月をもって打ち切られたため、7月7日、県小学校長会長長宗四郎（大名小学校長）らは給食の継続を求めて土屋知事に陳情書を提出（『西日本新聞』筑豊版、1955年7月8日）、すでに、県教育庁嘉穂出張所、嘉穂郡下各町村教育委員会、各学校長も7月3日に同様の陳情を県教委におこなっており、

8日、県教委から嘉穂出張所に「七月分の給食補助は継続する。九月分は八月に行われる県議会に提案、議決を求める」との回答があった（『西日本新聞』筑豊版、1955年7月10日）。

こうした状況に対し、7月11日、福岡市にあるアメリカ陸軍病院の従軍牧師ジェームス・J・バーネットは福岡県教育庁を訪れ、「筑豊炭田地帯の気の毒な学童におくってください」と、教会信者・関係者から集めた金一封を手渡した。バーネットはこれまでも4回、こうした寄付をおこなっていて、その総額は500ドルに及んでいた（『朝日新聞』筑豊版、1955年7月13日）。さらに、7月14日には、アメリカのジェームス・V・マーティン領事は県教委を訪れ炭鉱地帯の貧困児童に送って欲しいと75ドルを持参した。これは東京のアメリカ大使館婦人クラブから送られたもので教育委員会は直ちに配分の手続きをとった（『西日本新聞』筑豊版、1955年7月15日）。

しかし、こうした援助は一部に過ぎず、「筑豊では不況の影響から長欠、不就学児が激増、まさに六・三制教育はピンチに追いこまれようとしている。これの解決策として二十九年度から山田市立山田南中学では貧しい家庭の中学生のために夜間に促進学級を開いて大きな成果をあげ、今年度からはさらに嘉穂郡二瀬中学でも不就学児のために促進学級を開くよう計画していたが、県予算の窮乏から不許可となっていた」（『筑豊・この10年』『西日本新聞』筑豊版、1955年8月24日）。むしろ、「一時あれほど盛んだったヤマの子救援運動もさいきんではすっかりほとぼりがさめたようだ。炭界の状況はさいきん一そう悪くなっているのにこれはどうしたことだろうか」「筑豊ではまだ多くのヤマの子が飢えに泣いている。失業者は日一日と増加している。県民諸氏の再認識を願う」という飯塚市民からの投書も新聞に寄せられていた（『西日本新聞』筑豊版、1955年8月24日）。結局、9月をもって打ち切られた特別給食は「ヤマの子を見殺しにする」という世論の批判を受け、12月から再開される（『毎日新聞』筑豊版、1955年12月1日）。

その一方で、学校の長期欠席は基礎学力の低下をももたらしていた。11月8日に嘉穂郡穂波で開かれた同郡の小中学校教員による研究集会の「恵まれない子供の教育」部会では、二瀬町伊岐須小学校の教員が同校の貧困家庭の児童を対象にした「経済不遇児の学業成績について」の研究発表をおこなった。それによれば、同校では全校児童2360人の70%を炭鉱の児童が占め、そのうち310名が生活保護や特別給食などの援助を受けている。こうした児童の学力評価は全校平均に比べて「ぐんと悪く」、特に国語、算数が「一般児童より落ちる」という。こうした児童の保護者の49%が失業しており、「代金未払いで電灯さえない家庭」が69軒もあり、「子供たちは子守や、ポタ拾いで生計を助けるため約三分の一が毎月五日―十日程度休む」という状況であった（『朝日新聞』筑豊版、1955年11月9日）。

さらに心配されたのは子どもたちの健康被害であった。県教育庁では、炭鉱地帯の嘉穂郡碓井、颯田両村の小、中学校に1955年度の児童、生徒の身体検査の結果を提出させた

ところ、前年度と比べて「総じて著しく退歩、とくに体重は中学三年生で平均三キロの減少がみられ、炭鉱の不況が欠食児童を出現させ早くも体格にまで顕著な影響が現れたもの」と判断した（『西日本新聞』筑豊版、1955年8月21日）。

そして、こうした健康被害は子どもたちだけではなかった。7月17日には九州炭鉱結核実態調査委員会が結成され、福岡県衛生部、九州大学医学部、九炭労、朝日新聞厚生文化事業団の後援により、8月2日から二瀬町の相田地区などの「筑豊炭田困窮地帯」で結核調査を実施した（『朝日新聞』筑豊版、1955年7月28日、同紙、1955年8月4日）。また、西日本新聞民生事業団でも久留米大学医学部と協力して炭鉱への無料診療を7月21日～23日に実施する。初日には会場となった嘉穂郡二瀬町伊岐須小学校講堂に特設された診療所に午前9時から「周辺の老幼男女約百五十名」が詰めかけた。受診者はいずれも付近の相田地区の炭鉱失業家族で、「医療代がないばかりに悪質な胃カイヨウになった老婆、蓄膿症の中年婦人、胃腸をやられた幼児などがつぎつぎに発見」された。さらに、九州大学仏教会主催による、県共同募金委員会、西日本新聞民生事業団後援の炭鉱救援無料巡回診療団も22日から7日間、田川市猪位金地区と田川郡勾金村に派遣され、医療班は一般治療、寄生虫病検査と駆除、トラホームの検診と治療を、児童慰問班は九大医学部の学生による童話、幻灯などの児童大会、子どもの衛生指導などをおこなっていった（『西日本新聞』筑豊版、1955年7月22日）。

炭鉱の失業と健康被害は一体のものとなっていた。前述した炭労九州地方本部と九州産業労働科学研究所による筑豊の中小炭鉱の失業者の生活実態調査の対象とされた嘉穂郡頼田村小峠の青木炭鉱では賃金の未払いが続き、「炭住の水道は止って頼りは四つの井戸だけ。各戸一日バケツ二杯で炎天の暮しを立て、汚れた水のため今年に入ってすでに五人の伝染病患者を出していた」（『朝日新聞』筑豊版、1955年8月24日）。

さらに、生活苦による犯罪も増加した。田川地区では、1955年に入ってから、「“食わんがため”の集団野荒し、電線、金属ドロが激増」しており、「飢餓に追いつめられた“暗黒地帯”」と比喻され（『朝日新聞』筑豊版、1955年8月10日）、12月5日には、田川郡川崎町で、無断で山の中腹に十数本の坑道を掘り、石炭を採掘していた30人が摘発されている（『朝日新聞』筑豊版、1955年12月7日）。

こうした犯罪の増加の影響は子どもにも及んでいた。田川署管内の少年犯罪の「検挙件数の四割までが中学生の犯罪。また保護者の職業別では無職が七割までを占め、某署で調査したところそのほとんどが中小炭鉱の失業者だった」（『西日本新聞』筑豊版、1955年8月24日）。

9月3日 嘉飯山地区人権擁護委員会主催により「炭界不況によって人権は侵害されないか」をテーマとする座談会が山田市大橋公民館で開催され、福岡法務局増田人権擁護部

長、同内海第二課長、警察、公民館、労組、炭鉱主婦協議会、婦人会、料理店従業女性、民生委員、日赤山田病院などの代表約30名が参加したが、その場で、増田は「不当解雇、未払賃金、酷使、虐待、人身売買、集団暴力行為、居住権侵害、高利貸の圧迫などがあるのではないかと発言し、山田市教育委員会も「親の無理解や家庭の貧困から義務教育が犯されている例もかなりある。長期欠席の児童が子守奉公やポタ拾いをやらされたり、中学校を卒業したばかりで、特飲店に売り飛ばされている。一番犯されやすいのは子供の人権ではなかろうか」との憂慮を示した（『西日本新聞』筑豊版、1955年9月4日）。参加者に料理屋従業女性がいたのは、人身売買が問題とされていたからであろう。10月25日、飯塚市教育研究推進第5次大会でも、飯塚二中の岡本教諭は「市内の炭住居住者のほとんどは大手筋に勤務、休廃山も賃金欠配もあってはいないが、坑外や軽作業労働者にとっては五、六人の家族数でも負担が大きく、また八人以上の家族数をかかえていると採炭夫でも貧困にあえいでおり、このためやむなく学業放棄を行っている」「こうした長欠不就学者の大部分は家計の援助のために働かされており、児童憲章や教育の機会均等は全く空文にひとしく経済的な裏付けがないかぎりどうにも救済の余地がない」との研究発表をおこなっている（『西日本新聞』筑豊版、1955年10月26日）。

さらに、労働基準法で禁じられている女性、未成年者の坑内労働も増えた。それは、タヌキ掘りと言われる地中を這って坑道を開けて採炭するもっとも零細な炭鉱に見られ、夫を失った女性や、夫婦と未成年の子どもがこうした危険な労働に従事していた。飯塚労働基準監督署は、こうした違法な労働に対しては炭鉱の経営者に厳罰で臨むという方針を立てるが、あえて法を犯して働かねばならない現実がそこにあった（『朝日新聞』筑豊版、1955年8月5日）。

このような炭鉱の惨状は周辺の地域全体にも打撃を与えた。炭鉱失業者の激増は自治体の税収入を直撃し、すでに、1954年度には田川市で200万円、方城、金田、勾金などでも100万円以上の減収となっていたが（『西日本新聞』筑豊版、1955年6月28日）、福岡県炭業関係市町村連盟の調査によれば、飯塚、田川、直方、山田、若松、大牟田各市と22町村の総計で石炭鉱業合理化臨時措置法の施行による税の減収は1億7000万円に達すると予測されていた（『朝日新聞』筑豊版、1955年9月7日）。

直方市では、前年度に200人であった失業対策事業の就労者が800人を突破し、1000人に達する勢いで、生活保護家庭は前年度の3倍の478世帯に及び、財政は直方市の「土台骨をゆるがすような危機に直面」していた（『朝日新聞』筑豊版、1955年8月12日）。8月30日、直方市議会は、石炭鉱業合理化臨時措置法の施行にともなう措置として政府に失業対策の徹底化などを求める決議案を全会一致で可決した（『朝日新聞』筑豊版、1955年9月1日）。9月5日、政府への陳情から帰ってきた向野丈夫直方市長は、法による炭鉱の買

い上げが実際に始まるのは来年1月以降の見通しだが「これについては政府が責任を持って解決する」という回答を得たとして、具体的には失業対策費の国庫負担率を現状の $\frac{2}{3}$ から8割にまで引き上げるといふ計画を労働省が大蔵省と折衝中であると語った（『朝日新聞』筑豊版、1955年9月6日）。

さらに、地域経済全体にも大きな打撃となった。「直方市の商工界では石炭合理化法案の付帯決議つき政府原案無修正可決に大きな不安を持っている。この法の適用を受け整理されると予想される炭鉱からの未収代金は鉄工関係の一億五千万円余をはじめ商業関係、林業、その他で五億円は下らないとみられている」からであり、こうした「鉄工街の未収一億五千万円が回収できるかどうかは直方鉄工街の浮沈にかかっていた」（『西日本新聞』筑豊版、1955年8月2日）。

直方市の鉄工協同組合では、実態調査に着手する（『朝日新聞』筑豊版、1955年8月7日）。金融関係においても、「中小鉱融資はほとんど中断されたといわれる。法案が成立すれば筑豊で約百五十鉱がつぶれそれを政府で買上げるわけだが、この場合支払いは従業員の賃金が優先するだけに下手をすると金融筋は貸倒れの危険にあうというもので、逆に目下吸い上げにけんめいといわれ中小鉱をさらに窮地に追いこんでいた」（『西日本新聞』筑豊版、1955年6月27日）。大手の三菱飯塚炭鉱の地元でも、「約三十軒からある商店は同鉱とともに呼吸してきただけ「ヤマが小さくなれば廃業せなきゃならんが」と額を集めて心配顔。一薬局は同地ですでに二十七年間商売をつづけ同鉱とともに生きてきただけに合理化法の行方についてはひとしお関心も深く「炭鉱がつぶれば商売は上がった」と暗い顔」だといふ（『西日本新聞』筑豊版、1955年8月19日）。

直方のみならず、筑豊の5つの商工会議所（直方、飯塚、田川、山田、川崎）の正副会頭、事務理事は10月5日に会合し、推定で50億円に達する炭鉱への売掛金の回収について話し合い、「売掛金が回収不能になると石炭関連産業におよぼす影響は大きく、倒産の危機に見舞われる業者がかなり出る」との認識で一致した（『朝日新聞』筑豊版、1955年10月6日）。

しかし、石炭鉱業合理化臨時措置法の施行の影響は、当初、意外なものとなる。1955年後半から日本経済は神武景気を迎え高度成長の時代に入ったため、予想されていた大手炭鉱の大規模な合理化＝労働者解雇はなくなり、「石炭合理化法がスタートした九月に入って表面化した大手炭鉱の企業整備は当初予想されたほどの混乱もなく秋深むいま一段落し九州大手、中小鉱などでは逆に冬場需要を当てこんで増員に拍車をかける」という状況となった（『西日本新聞』筑豊版、1955年10月11日）。

大手のみならず、この記事に記されたように、中小炭鉱においても、法の施行を前に「これまで休廃坑していたのが買上げ対象となることをねらって最近不況をしり目に操業再開

鉱が続出、四月以降だけでもざっと三十鉱が復活、他に十数鉱ほどが石炭事務所に申請中といい、ちょっとした合理化ブームといったかっこう」となり、「銀行も合理化法の対象となりそうなヤマの融資は一切中止、貸金取立てにけんめいといわれ、また逆に炭界の安定を見越して健全鉱に金を借りて下さいと“押し貸し”している傾向が活発になった」という（『西日本新聞』筑豊版、1955年8月13日）。その結果、「中、小鉱では局部的に戦乱ブームそこのけの四年ぶりの好況をみせているともいわれる」状況になった（『西日本新聞』筑豊版、1955年8月24日）。

こうしたなか、石炭鉱業合理化臨時措置法はもはや必要ないのではないかという世論が高まることも予想されたが、これに対し、通産相石炭局事務官の橋本利一は、この法律は「当面の炭況不振を回避するための所謂緊急対策立法」ではなく、「高炭価問題を根本的に解決し、石炭鉱業の健全化を通じてエネルギー資源産業としての国民経済上の責務を果させよう」という趣旨のものだと強調して、景気の変動に関わりなく炭鉱合理化を進めるといふ国家意思を代弁した⁽⁷⁰⁾。

しかも、中小炭鉱がこのような「活況」を呈したのは、石炭鉱業合理化臨時措置法が施行されると、3年間は新たに坑口を開くことが出来なくなるので、施行前の「今のうちに坑口を開いておかねば損だとばかりに施業案の認可申請が福岡通産局に殺到している」からであった。直方石炭事務所では「これは採掘が目的でなく買上げを目当てとはっきりわかったものでも施業案を受理せぬというわけには行かない」と苦境を訴えて処理していた（『西日本新聞』筑豊版、1955年8月31日）。なかには、「今から六ヵ月操業を続けて買上げてもらう積りだ」と、石炭事務所に明言する業者もおり（『朝日新聞』筑豊版、1955年9月3日）、新たに開坑を求める業者には「借金、未払賃金を抱えてにっちもさっちもゆかなくなった中、小鉱主たちが多かった」（『毎日新聞』筑豊版、1955年7月27日）。すなわち、中小炭鉱は、炭鉱の価値を高めて、高く買収されることを狙って、法の施行直前に一時的に新坑を開いたり、採炭を再開したに過ぎないのであった。福岡通産局田川石炭事務所に開坑申請したのは、10月4日までに89鉱に達していたが（『毎日新聞』筑豊版、1955年10月5日）、「炭界の好転で、筑豊炭田地帯は明るさをとりもどそうとしている」のは「上層部だけのこと。下層部の表情はまだまだ暗い」というのが現実で（『西日本新聞』筑豊版、1955年11月28日）、炭鉱の景気が回復したかにも見えても、それは「人工的景気」に過ぎなかった（『毎日新聞』筑豊版、1955年12月14日）。

事実、飯塚市では、炭鉱失業者のために県の指示で11月1日から開始する予定であった河川・道路工事などの特別失業対策事業が、県の決済がなかったために延期されている。その背景には労働省と建設省の折衝などの十分な準備ができていなかったことがあった（『朝日新聞』筑豊版、1955年11月1日）。「死の谷」と酷評された嘉穂郡二瀬町相田地区では、

住民の大半が失業者で、毎日、飯塚公共職業安定所に詰めかけているが、月のうち10日も職にありついたらよい方で、月収は5000円～7000円という状態が続き、「炭界が幾分持直った」という世評とは無縁であった（『毎日新聞』筑豊版、1955年11月5日）。相田地区に対しては、貧困対策として町役場と飯塚保健所が産児調節を指導するが、避妊具を買う金がないという現状に、保健所も困惑するほかはなかった（『毎日新聞』筑豊版、1955年11月9日）。年末を迎えても、相田地区などには「正月を忘れた人びと」が残された（『毎日新聞』筑豊版、1955年12月20日）。

おわりに

日本石炭鉱業経営者協議会は、石炭鉱業合理化臨時措置法施行以後の石炭鉱業界の状況について、次のように総括している。

石炭鉱業の苦境を背景として右の如き強力な政策が石炭統制撤廃以来政府によつて初めて打出されたが、この政策とは何等の関係もなく三年来石炭鉱業の深刻な苦難が世界景気上昇を原因として三十年夏過ぎから漸く解消し始めたことは万人の予想を狂わせるものであった。

石炭鉱業の景気回復は、石炭鉱業合理化臨時措置法とは関係がない外在的原因によるという評価は、冒頭に紹介した通商産業省の認識とも通じるものである。すなわち、この法律は炭鉱の復興には直接の影響を与えていないと、当時の経営者たちも認識していたのである。そして、そのうえで、1955年後半以降、炭鉱経営も改善に向かい、炭鉱は「不況から好況へ推移」し、雇用も減少傾向から増加傾向へと反転したという評価を下している⁽⁷¹⁾。果たして、炭鉱は以後、そのような道を歩んだのか。当初は5年間の時限立法であった石炭鉱業合理化臨時措置法は、その後、延長され、1999年12月、石炭鉱業構造調整臨時措置法に継承されていく。今後も、この法律の下で廃山に追い込まれた中小炭鉱の失業問題をさらに検証していきたい。

付記 小稿は、1959年～1960年に炭鉱失業家庭の救済を目的に展開された黒い羽根運動の総合的研究の一環として「昭和天皇と炭鉱労働者－戦後初期炭鉱「巡幸」の検討」（敬和学園大学『人文社会科学研究所年報』11号、2013年5月）、「炭鉱合理化政策の開始と失業問題」（敬和学園大学『人文社会科学研究所年報』13号、2015年6月）「炭鉱合理化政策の開始と失業問題（続）」（敬和学園大学『人文社会科学研究所年報』14号、2016年6月）を継承し、「映像と音声に記録された“炭鉱合理化政策下の失業問題”」（『ア

リーナ』19号、2016年11月)に続くものである。小稿作成においては、経済産業省図書館、国立国会図書館、国立公文書館、田川市立図書館、直方市立図書館、福岡県議会図書室、福岡県立図書館、福岡市総合図書館を利用させていただいた。厚く御礼申し上げます。

註

- (1) 資源エネルギー庁資源・燃料部石炭課監修、石炭政策史編纂委員会編『石炭政策史』(石炭エネルギーセンター、2002年)、6頁。
- (2) 牛島利明・杉山伸也「日本の石炭産業—重要産業から衰退産業へ」(杉山伸也・牛島利明編『日本石炭産業の衰退—戦後北海道における企業と地域』、慶應義塾大学出版会、2012年)、12頁。
- (3) 島西智輝『日本石炭産業の戦後史—市場構造変化と企業行動』(慶應義塾大学出版会、2011年)、102頁。
- (4) 「北海道の中小炭鉱について」(『北海道拓殖銀行調査月報』36号、1955年1月)、1頁。
- (5) 富山妙子「ヤマの子どもたち—瀕死の九州中小炭坑の表情」(『改造』36巻2号、1955年2月)、169～170頁。
- (6) 村山知義「石炭の中の人生」(『中央公論』70巻4号、1955年4月)、201～202頁、205頁、209頁。
- (7) 村山知義「石炭の中の人生」(『中央公論』70巻5号、1955年5月)、229頁、232頁、234頁、240頁。
- (8) 原通久「不況と炭鉱—宇部炭田の場合」(『中央評論』37号、1955年3月)、58～60頁、62頁。
- (9) 武間謙太郎「中小炭鉱の急迫と教会のあり方」(『開拓者』50巻2号、1955年2月)、25頁。
- (10) 日本石炭協会『石炭鉱業の現状—昭和二十九年度を中心に』(1955年6月)、17頁。
- (11) 『深刻な失業問題に悩んだ29年度の回顧—北九州炭鉱地帯を中心に』(北九州財務局、1955年5月)、3～4頁。
- (12) 『中小炭鉱における経営の諸問題—九州地方中小炭鉱調査』(経済審議庁調査部調査課、1955年3月)、17頁、66～68頁。
- (13) 小堀聡『日本のエネルギー革命—資源小国の近現代』(名古屋大学出版会、2010年)、199頁。
- (14) 武田晴人「石炭鉱業の合理化と重油消費規制」(通商産業省通商産業政策史編纂委員会編『通商産業政策史』7巻、通商産業調査会、1991年)、341～342頁。
- (15) 通商産業省石炭局炭政課「石炭鉱業の合理化と雇用問題」(『労働時報』8巻3号、1955年2月)、27～28頁。同局調整課においても「われわれは単に炭鉱の不況を限られた石炭業界のみの問題として採り上げるのではなく、広く国民経済全般の切実な問題として取り上げざるを得ない」と、同様の認識を示していた(通商産業省石炭局調整課「石炭不況の実態—炭価・生産・受給関係」、『労働時報』8巻3号、20頁)。
- (16) 『第二十二回国会衆議院会議録』12号(その2)、88頁。
- (17) 『第二十二回国会衆議院商工委員会議録』6号、6頁。
- (18) 石橋湛山「わが通商産業政策」(『経済往来』7巻2号、1955年2月)、37頁。
- (19) 姜克實『石橋湛山の戦後—引き継がれゆく小日本主義』(東洋経済新報社、2003年)、276～282頁。
- (20) 石橋湛山「雇用増大のために—通商政策の抱負を語る」(『東洋経済新報』2659号、1955年1月22日)、47頁、51頁。
- (21) 「石炭合理化法案の問題点—金利・資金・炭価をめぐって」(『エコノミスト』33巻23号、1955年6月)、50頁、52頁。
- (22) 通商産業省・労働省「石炭鉱業の合理化に伴う失業対策について(案)」(1955年5月23日、「内閣

- 公文・産業貿易・鉱業・石炭」1巻—国立公文書館所蔵)。
- (23) 通商産業省・労働省「石炭合理化関係特別就労計画」(1955年5月23日、同上簿冊—国立公文書館所蔵)。
 - (24) 通商産業省石炭局「石炭鉱業合理化臨時措置法案想定問答集」(1955年6月2日—「石橋湛山関係文書」、国立国会図書館憲政資料室所蔵)、27～28頁、32頁、37頁。
 - (25) 『第二十二回国会衆議院会議録』12号(その2)、82頁。
 - (26) 同上書、88～89頁。
 - (27) 通商産業省石炭局前掲「石炭鉱業合理化臨時措置法案想定問答集」、3～4頁。
 - (28) 同上書、6～7頁、10頁、12頁、21頁。
 - (29) 島田春樹「石炭鉱業の合理化と臨時措置法—合理化施策と法案の概要解説」(『時の法令』174号、1955年6月23日)、6頁。
 - (30) 『第二十二回国会衆議院会議録』23号、258頁～266頁。
 - (31) 『全国鉱業市町村連合会時報』4巻7号(1955年7月)。
 - (32) 『第二十二回国会衆議院商工委員会議録』29号、6頁。
 - (33) 川崎線は、その後、油須原線という名称で建設が検討され、1957年7月から工事が着工され、1966年には一部が開通したものの、国鉄の財政事情の悪化、石炭産業の衰退のなか、1969年に工事は中止され、未成線に終わった(赤村教育委員会編『赤村史』、赤村、2008年、414～419頁)。炭鉱の閉山が相次ぐ筑豊の失業対策として立案されながら、炭鉱の閉山が完成を阻むという結果になったのであり、その意味では、川崎線建設は有効かつ恒久的な失業対策にはなりえなかった。
 - (34) 『第二十二回国会衆議院商工委員会議録』44号、9頁。
 - (35) 「石炭鉱業合理化に関する現地懇談会議事録」(同上書)、13～17頁。
 - (36) 当時、石炭局調整課長であった町田幹夫の回想(御厨貴・佐脇紀代志編『石炭政策オーラル・ヒストリー』、政策研究大学院大学、2003年、19～20頁)。
 - (37) 「石炭鉱業合理化臨時措置法案に対する口述要旨」(同上書)、17～19頁。なお、当初、この準聴聞会は非公開で、かつ地元市町村の代表者が公述人に加えられていなかった。そこで、前日の16日に県知事室で開かれた国会議員との懇談会で、全国鉱業関係市町村連合会長の飯塚市長平田有造が、議員側に筑豊市町村代表者を公述人に加えること、準聴聞会を公開とすることを陳情した(『毎日新聞』筑豊版、1955年7月17日)。その結果、準公聴会は公開となり(『朝日新聞』筑豊版、1955年7月17日)、自治体関係者も公述できた。
 - (38) 『第二十二回国会衆議院商工委員会・社会労働委員会連合審査会議録』1号、18～19頁、23頁～24頁。
 - (39) 『第二十二回国会衆議院商工委員会議録』45号、3～6頁。
 - (40) 同上書、14～15頁、25～26頁。
 - (41) 『第二十二回国会衆議院商工委員会議録』46号、12～13頁、15～16頁。
 - (42) 『第二十二回国会衆議院商工委員会議録』47号、15頁。
 - (43) 『第二十二回国会衆議院会議録』45号、665～668頁。
 - (44) 「石炭鉱業合理化に伴う常磐地区及び全国各地の中小炭鉱の現況並びに今後の具体策に関する質問に対する答弁書」(「内閣公文・国会質問答弁・衆議院」1巻—国立公文書館所蔵)。
 - (45) 『第二十二回国会参議院商工委員会議録』19号、9～10頁。
 - (46) 『第二十二回国会参議院内閣委員会議録』14号、5～8頁。
 - (47) 『第二十二回国会参議院商工委員会議録』30号、3～4頁。
 - (48) 三輪貞治(日本社会党左派)の発言(『第二十二回国会参議院商工委員会議録』34号)、8頁。
 - (49) 『第二十二回国会参議院商工委員会議録』34号、3～8頁。
 - (50) 同上書、25～26頁。
 - (51) 石橋湛一、伊藤隆編『石橋湛山日記』下巻(みすず書房、2001年)、749頁。
 - (52) 『第二十二回国会参議院商工委員会議録』37号、17頁。

- (53) 同上書、33～34頁。
- (54) 橋本利一「石炭鉱業合理化臨時措置法」の施行とその三ヶ月」（『産業科学』49号、1956年1月）、20頁。
- (55) 村上茂利「石炭合理化に伴う失業問題」（『職業研究』9巻8号、1955年8月）、10～11頁。
- (56) 後藤正記「石炭鉱業合理化臨時措置法の制定に際して——回顧と将来への展望」（『石炭評論』6巻8号、1955年7月）、10頁。
- (57) 「石炭合理化法案は全産業労働者の問題である」（『労働法律旬報』205号、1955年7月5日）、10頁、12頁、16頁。
- (58) 三輪政太郎「石炭合理化法案と炭礦失業者」（『討論』40号、1955年7月）、37頁。
- (59) 芹沢彪衛「石炭合理化法案の非合理性」（『社会主義』48号、1955年7月）、9頁。
- (60) 「石炭合理化計画の推進のために業者の国家依存根性を払拭せよ」（『経済往来』7巻7号、1955年7月）、25～26頁。
- (61) 朝倉金三「石炭合理化法案の意味するもの——炭鉱危機は打開できるか」（『経済往来』7巻8号、1955年8月）、134頁、136頁。
- (62) 天日光一「石炭鉱業合理化臨時措置法の成立と今後の問題」（『経団連月報』3巻9号、1955年9月）、26頁。
- (63) 「動きだした石炭合理化 大手は独自の計画を推進」（『エコノミスト』33巻44号、1955年10月）、48～50頁。
- (64) 「石炭鉱業における中小炭鉱の地位と最近の動向」（『富士銀行調査月報』88号、1955年7月）、86頁。
- (65) 柳春生「石炭鉱業合理化臨時措置法（1）」（『産業労働研究所報』11号、1956年3月）、57～60頁。
- (66) 『昭和三十年福岡県議会六月定例会会議録（第二回）』、84頁。
- (67) 日本炭鉱労働組合九州地方本部・九州産業労働科学研究所編『中小炭鉱失業者の生活実態調査（第一次中間報告）』（1955年5月）、3頁、53頁。
- (68) 日本炭鉱労働組合九州地方本部・九州産業労働科学研究所編『失業者——カンテラは消えず』（五月書房、1955年）、51頁、60頁、108頁。
- (69) 藤野「炭鉱合理化政策の開始と失業問題（続）」（敬和学園大学『人文社会科学研究所年報』14号、2016年6月）、40～45頁。
- (70) 橋本利一前掲論文、18頁。
- (71) 日本石炭鉱業経営者協議会編『石炭労働年鑑』1956年版（同協議会、1957年）、1頁、13頁。